

第 25 回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時:平成 19 年 8 月 23 日(木) 15:00 ~ 18:06

2. 場 所:内閣府庁舎 3 階特別会議室

3. 出席委員:大森委員長、外園委員長代理、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大河内委員、大隈委員、加藤委員、小町谷委員、長岡委員、平澤委員、御厨委員、山本委員、渡邊委員

4. 議事次第

独立行政法人の平成 18 年度業務実績の評価について(分科会長報告)

(独)国民生活センターについて

中期目標期間の業務実績に関する仮評価

事務・事業及び組織形態の見直しについての意見

見直し当初案について

(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構について

中期目標期間の業務実績に関する仮評価

事務・事業及び組織形態の見直しについての意見

見直し当初案について

業務方法書の変更

役員報酬の支給基準の改正

5. 議 事

大森委員長 本日は、25 回目の評価委員会でございます。

内閣府の独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数を満たしております。したがって、有効に本会議が成立してございます。

議事に入ります前に、評価委員会の委員に異動がございましたので、御紹介申し上げます。6 月 27 日付で新たに評価委員会委員になられました、お二方を御紹介申し上げます。

大隈委員は雨宮委員に代わりまして、御就任いただきました。大隈委員、一言お願いいたします。

大隈委員 初めまして、会計士の大隈でございます。今回から評価委員会に加わらせていただくことになりました。文字通り私は会計士でございますので、専門が会計ということで、その分野で何かお役に立てたらと思っております。精一杯頑張る所存でございますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

大森委員長 よろしく願いいたします。大隈委員には、国立公文書館と北方領土問題対策協会の両分科会を御担当していただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

同じく飯田委員に代わりまして、渡邊委員に御就任いただいております。一言お願いいたし

ます。

渡邊委員 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。飯田委員同様、私も以前NHKにおりまして、こちらにおられる伊集院さんもNHKにおられますけれども、そういうよしみがありまして、こちらに参加させていただくことになりました。不慣れですけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

大森委員 渡邊委員には、北方領土問題対策協会分科会の分科会長代理に御就任していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

同じく北方領土問題対策協会分科会の分科会長に、飯田委員に代わりまして、上野委員に御就任いただいておりますけれども、一言よろしくお願いいたします。

上野委員 これまでは委員をやっておりましたけれども、飯田委員が御退任ということで、非常にふつつかな者なんです、分科会の会長になりましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

大森委員長 7月6日付で内閣府の人事異動がございました。事務局を担当していただく政策評価広報課長に井上さんが就任されております。井上さん、一言よろしくお願いいたします。

井上政策評価広報課長 7月から政策評価広報課長を拝命いたしました井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大森委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

皆様方のお手元に議事次第がございますけれども、最初に「1.独立行政法人の平成18年度業務実績の評価について」審議をさせていただきます。評価結果につきましては、各分科会会長から御報告をいただきますが、まず北方領土問題対策協会分科会につきまして、9月11日に会議が予定されておりますので、次回の評価委員会において、分科会長から御報告をいただくことにいたしております。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に国立公文書館の18年度業務実績の評価結果につきまして、外園分科会長からよろしくお願いいたします。

外園委員長代理 国立公文書館の平成18年度の業務実績の評価につきまして、御報告いたします。

まず7月26日に菊池館長を始め、国立公文書館の方々から業務実績につきまして、詳細な説明を受け、昨日の分科会におきまして、項目別評価、総合評価について審議を行い、平成18年度の業務実績の評価を決定いたしました。

総合評価結果の概要でございますが、として、国立公文書館の事業理念、使命、将来構想を明確にし、国立公文書館が果たすべき役割を国民に約束するという決意表明を明らかにしたパブリック・アーカイブズビジョンを策定したこと。

館長以下の働きかけにより、すべての関係機関から歴史公文書等が移管され、また受け入れた歴史公文書等を11か月以内に一般の利用に供したこと。

外部委託等の経費が17年度に対して、2%以上削減できたこと。

国際公文書館会議執行委員会東京会合を開催するなど、積極的な国際交流に努め

たこと。

アジア歴史資料センターの情報提供システムを更新するなど、デジタルアーカイブ化を推進したこと等の実績を評価し、業務運営の効率化が着実に推進され、業務が順調に実施されたことが認められるとの評価をいたしました。

更に今後の取組みに期待したい事項として、パブリック・アーカイブズビジョンを基に館の利用者だけでなく、広く一般社会に国立公文書館が認知を得られるよう努力すべきこと。

歴史公文書等の移管数の増加に努めること。

公文書館とアジア歴史資料センターの連携を更に強化すること等を挙げ、公文書館が目指す事業を行うための体制整備等、事業内容の充実に努めることを期待したいとしております。

「3.総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から出された業務実績評価に関する当面の取組方針に基づく評価」といたしましては、「市場化テスト」の導入の可否について検討を行うことを期待する。

随意契約の見直しの取組み状況については、平成17年度より契約件数、契約金額ともに見直しにより減少していることは評価できるが、更に必要最小限のものになっているのか見極める必要がある。

自己収入については、積極的な販売に努めているが、さらなる販売努力を期待したいとしております。

また、項目別評価につきましては、ほとんどの項目でA評価とさせていただきました。

平成18年度の財務諸表につきましても、特に問題はないということで了承いたしました。

以上、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございます。

新しくパブリック・アーカイブズビジョンが出た。このパブリックというのは、ナショナルだけではなくて都道府県レベルの公文書館みたいなものを含めて、パブリックとおっしゃっているんですか。

外園委員長代理 よくわかりませんが、「公の」、「公共の」という意味だそうです。

大森委員長 国立公文書館が果たす役割の中に、確かにそれがありますね。

外園委員長代理 はい。

大森委員長 ありがとうございます。

どなたかから、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この件は了承することにいたします。

次は、国民生活センターの山本分科会長からお願いいたします。

山本委員 国民生活センター分科会では、平成18年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査のため、7月26日と8月17日の両日分科会を開催いたしました。その評価結果の概要等につきまして、御報告を申し上げます。

お手元の資料3が総合評価表の写しでございますけれども、3ページの「総合評価

(業務実績全体の評価)」のところが、総括的なまとめとなっております。

そこに記載しておりますように、平成18年度の独立行政法人国民生活センターの業務の実績については、中期目標の達成に向け順調に計画を実施していると判断しております。

具体的には各項目をお時間のあるときにごらんになっていただきたいのですが、国民生活センターが発信する各種情報がテレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与しているほか、全国消費生活相談情報ネットワークシステム、いわゆるPIO-NETシステムというものでございますが、こうしたシステム等に収集された情報を基に調査・分析を行い、問題性、緊急性の高い消費者問題について、積極的に関係省庁及び事業者団体等への要望、情報提供が行われたものであると評価をしております。

なお、分科会といたしましては、18年度の実績を踏まえ、若干の項目について指摘を行いました。その主要なものは、3点に集約されます。

第1に、引き続き、PIO-NET等に寄せられる苦情相談情報を積極的に活用し、問題性、緊急性の高いイシューを見極めつつ、内容を分析し、消費者にわかりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めること。

第2に、関係省庁への情報提供や地方の消費生活センターへの支援等については、積極的にその役割を果たしておりますけれども、今後より一層、国民生活センターの役割を果たすべく、連携の強化に努めていただきたいこと。

第3に、職員の給与水準を前年度に比し、国家公務員の給与水準に近づけたことは評価できるが、センター運営費の大部分を国庫に依存するものであることから、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努めること。

以上3つの点を指摘いたしました。

次に随意契約の状況についてでございますが、前年度に比べ一般競争契約が増加し、随意契約の件数が減少しており、また金額ベースで見ましても、契約金額に占める随意契約の割合が減少していることから、取組みが進んでいるといたしております。そして、今後とも、一般競争入札の導入範囲の拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開を通じた業務運営の一層の効率化を図ることが必要であると考えております。

なお、財務諸表につきましても、分科会において審議を行いました結果、特段の問題は認められませんでしたので、併せて御報告をさせていただきます。

以上、大変簡略ではございますけれども、国民生活センター分科会における審議結果の御報告とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次は沖縄科学技術研究基盤整備機構、これは長うございますので、以下、沖縄機構とさせていただきますけれども、18年度業務実績の評価結果につきまして、平澤分科会長からお願いいたします。

平澤委員 それでは、沖縄機構の18年度の実績について御報告いたします。

18年度は、機構が設立されて2年目に当たります。この評価分科会としては、評価対象である機構がかなり特殊な存在であり、3点ほどそれがあるかと思えます。

まず第1は、平成24年度までを目途にして、大学院大学を設立することを目標にしている発展途上にある組織だということです。

2点目は、大学院大学が世界最高水準を目指すということであります。

3点目としまして、最高水準にあるかどうかという研究教育の質的側面については、運営委員会、ボードと称していますけれども、そこで議論することになっていて、本分科会では、最高水準の大学院の設立に向けたプロセスが順調であるかどうか、またそのためのマネージメントが適切であるかという点についての評価をすることになっています。

本分科会では、7月25日に機構から実績のヒアリングをいたしまして、その後、追加的な情報収集と情報提供を受け、8月16日に分科会としての評価をいたしました。

評価結果の概要は、資料4にあるとおりであります。資料4の各項目を見ていきますと、3項目で実際に計画どおりでない、実施されなかったものが含まれております。これは後で申します。しかしながら、本機構がさまざまな制約条件の中で、大学の設立構想の推進に向けた取組みを行っていることをかんがみると、全体としては、中期目標の達成に向けた努力が進められていると判断しております。

資料4の4ページ目、5ページ目にわたって「総合評価(業務実績全体の評価)」の項目があります。そこに4点ほど要望事項を挙げてあります。

第1には、先ほど申しました運営委員会が自らの意向を明確にすることが必要であり、またその内容を具体化する体制を更に整備すること。

第2点として、機構の事務管理について、各業務が統括される機能の充実と各部門の情報共有に努めること。

3番目として、機構内において、中期計画及び年度計画の進捗状況を十分に把握し、その確実な実施が図られる体制を整えること。

4番目に、今、研究部門の立ち上げを行っているわけではありますが、その整備に係る支援体制の一層の強化を望むという4点になっております。

先ほど一部の項目で未達の部分があると申しましたが、第1には研究評価を実施することになっておりますが、その準備状況であります。

2番目が、大学院大学の設置の準備活動であります。

3番目が、運営委員会と理事長との連携体制に関する項目であります。

この3つの項目は、我々としては、最終的にBと判断いたしました。全体で23項目ある中の3項目がBであります。Bのうちの2番目の大学院大学設置準備活動は、文部科学省と共管になっている項目であります。文部科学省の御判断はC評価でありました。ただし、評定区分の定義が多少異なりますので、我々の方の評定法に引き直してみても、やはりBでよろしいと判断いたしました。

以上、評価項目ごとの判断はそういうことであります。

最後に随意契約に関してありますが、分科会において、契約件数及び契約金額に占

める割合について詳しい説明を受けました。18年度においては、契約件数における随意契約の割合が低下するなど、一般競争入札の範囲の拡大については、鋭意取り組んでおられることを確認し評価しております。

以上であります。

大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

以上の3件は、各分科会で業務実績の慎重審議をしていただいた結果でございますので、私ども親委員会としては、御報告を受けることになっています。よろしゅうございましょうか。

次は審議事項でございますけれども、国民生活センターにつきまして、通則法の35条で中期目標期間の終了時の検討を行うことになっています。したがって、仮評価と事務・事業及び組織形態の見直しについての意見というのは、国民生活センターの分科会において原案を作成していただきまして、私どもの親委員会に御報告いただき、そして、ここで審議をして決定するというところでございます。

まず、国民生活センターの「(1)中期目標期間の業務実績に関する仮評価」につきまして、山本分科会長からお願いいたします。

山本委員 承知いたしました。

お手元の資料5といたしまして、仮評価表(案)を配付していただいております。全体につきまして、後ほど事務局から読み上げていただきますので、私の方からは概要を説明させていただきます。

これも項目数がかかなり多岐にわたっておりますことから、5ページに記載しております「総合評価(業務実績全体の評価)」をごらんいただければと思います。

そこがございますように「平成15年10月から18年度の3年半の業務実績を、中期目標及び中期計画の記述等に照らしてみると、消費者問題が、多様化・複雑化する中、業務効率化の取り組みを行うとともに、一部業務は、中期目標期間終了時を待たずに達成するなど、順調に計画を実施している」という総括的な評価をいたしております。

私からは以上です。

大森委員長 では、国民生活局の方から読み上げていただきましょう。よろしく願います。

高田国民生活局消費者調整課長 それでは、量が多うございますので、ポイントだけ読ませさせていただきます。

資料5の1ページ目「1 業務運営の効率化に関する事項」でございますが、一般管理費につきまして、中期目標の最終年度における当該経費の総額を特殊法人時の最終年度に対して13%削減することとなっておりますが、業務に支障を来たさない程度に徹底的な削減や各業務の仕様を見直して、一般競争入札を増やしたところでございます。また、人件費につきましても、削減を実施してございます。

以上が最初のところのポイントでございます。

2のところでございますが「(1)消費生活情報の収集」につきましては、苦情相談が大幅

に増加する中、PIO - NETの運用の効率化と情報提供の迅速化を図るため、PIO - NETの端末機を更新し、新たなシステムへの円滑な移行とその後の安定的な運用を図り、入力日数の短縮なども行っているところでございます。

「(2)国民への情報提供」といたしましては、いろんな苦情相談を分析しまして、報道機関等を通じて、年平均で20テーマ以上の提供を行い、被害の未然防止、拡大防止に大いに寄与しているものと認められるという御評価をいただいております。

「(3)苦情相談」でございますが、消費生活専門相談員あるいはいろんな専門家の方々の御協力を得まして、あっせんの解決に的確に対応しているところでございます。

また、中期目標である直接相談から経由相談への比率を高めることにつきましても、目標の50%を超えて、中核機関としての機能を果たしているという評価をいただいているところでございます。

「(4)関係機関への情報提供」でございますが、関係省庁あるいはいろんな事業者団体につきまして、積極的な情報提供を行っているものと認められるところでございます。

「(5)研修」あるいは「(6)商品テスト」ですが、例えば商品テストの原因究明テストでございますが、目標値を大幅に超えて増加したことについて、評価をいただいているところでございます。

4ページから5ページの予算あるいは人事等についても、適切な対応について評価をいただいているところでございます。

5ページでございますが「法人の長等の業務運営状況」につきまして、理事長あるいは理事、監事につきまして、適切な業務運営あるいは経緯について御評価をいただいているところでございます。

最後の「総合評価(業務実績全体の評価)」でございますが「平成15年10月から18年度の3年半の業務実績を、中期目標、及び中期計画の記述等に照らしてみると、消費者問題が、多様化・複雑化する中、業務効率化の取組みを行うとともに、一部業務は、中期目標期間終了時を待たずに達成するなど、順調に計画を実施している。

また、国民生活センターは、安全・安心な暮らしを求める国民の強い期待に応えるべく、消費生活情報の収集・提供に、的確に対応している。

消費者問題は、ますます、多様化・複雑化し、国民生活センターにはより高度な役割を果たすことが求められている。今後とも、業務運営の効率化及び国民に対して提供する情報の質等の向上を図るとともに、関係機関との連携強化し、より一層の成果を上げていくことを期待する」という総合評価をいただいております。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

中期目標の仮評価になっていきますけれども、この機会には、国民生活センターの事務・事業や組織形態について見直すことになっていきます。したがって、見直しについての内容は国民生活センター分科会の方で議論していただきまして、それを受けて国民生活局の方で見直し案を決めていくという運びになっています。したがって、今の業務実績評価を前

提にしまして、分科会での見直しのとりまとめについても御報告いただきまして、それから審議に入りたいと思います。

それでは、意見につきまして、読んでいただければいいでしょうか。

高田国民生活局消費者調整課長 それでは、資料6「独立行政法人国民生活センターの事務・事業及び組織形態についての意見(案)」につきまして、読み上げさせていただきます。これは1ページ強でございますので、全部読ませさせていただきます。

項目「事務・事業」の「1 相談事業」。「直接相談の廃止に当たっては、国民生活センターが消費者トラブルの実情を直接把握する能力が低下することのないようにすべきである」。

「2 商品テスト事業」。「製品事故が多発するなか国民の安全・安心を守るための施策の必要性は高まっており、国民生活センターの商品テスト事業は縮小ではなく、適時適切に事業を遂行できるよう、必要な施設・設備の整備を行うべきである」。

「3 裁判外紛争解決機能の整備・充実」。「裁判外紛争解決機能の整備・充実に関し、消費者問題の特性、他の裁判外紛争解決制度の例も考慮し、科学的かつ実務的な知見を十分踏まえた制度設計に努め、紛争解決の件数や処理期間につき合理的な根拠に基づいた適切な目標値を設定すべきである」。

「組織形態」でございます。

「1 独立行政法人国民生活センターの必要性」。「消費者と事業者の間に情報・交渉力の格差があることなどから、消費者基本法において消費者政策の推進は国の責務であるとされている。経済財政改革の基本方針 2007 にあるように、国民の安全と安心の確保は安定した経済成長への基盤であり、政府は、世界の模範となる安全・安心な国づくりの実現を公約としている。独立行政法人国民生活センターが行っている消費者被害の情報収集・提供やトラブル解決のための中核機関としての事業は、政府の責任として行う国の重点施策として、安全・安心な暮らしを実現するために行うべき必要不可欠な業務であり、民間ではなく公的機関において実施すべきものである

国民生活センターは引き続き業務の見直しを図りながら存続させ、その機能を強化させるべきである」。

「2 政府の消費者行政の在り方について」。「情報通信技術の発展、国際化等による消費生活の多様化・高度化が進み、消費者問題は多様化・複雑化している。また、様々な製品事故等を背景に、国民の安全・安心に対する関心が高まっている。こうした消費者を取り巻く環境変化に対して、我が国の消費者行政の展開ないし体制は必ずしも十分なものとは言えない。社会システム全体が事後チェック型へと移行し、市場ルールの整備、監視・取締りの強化、事後救済策としての紛争解決機能の整備・充実等を図っていくことが必要となるなかで、消費者行政は益々重要になる。

こうした状況に対して、内閣府の企画立案機能と独立行政法人国民生活センターの事業実施機能を併せて強化し、政府全体の消費者行政の中核機能を強化すべきである」。

少し補足させていただきます。後で御説明する見直し当初案に出てきますけれども、内閣

府として見直し案を検討している状況を御説明しておりまして、その中で国民生活センターの直接相談の廃止と裁判外紛争解決機能、いわゆるADR機能の整備を検討していることを分科会において御説明いたしましたので、事務・事業のところに関連する意見がずっと入っています。背景を御存じない方々に、補足説明させていただきます。

以上です。

大森委員長 議論としては、これを一応審議していただいて決めた後、見直し案を御説明いただくけれども、今の話にございましたように、分科会の意見を踏まえて見直し案を考えておられますので、内容的なことをお話くださった方が審議しやすいですね。ですから、国民生活局の方で一応見直し当初案をこんなふうに考えているということ、簡単に御説明していただけますでしょうか。それで審議に入りましょう。

高田国民生活局消費者調整課長 それでは、資料7「独立行政法人国民生活センターの見直し当初案」があるかと思います。今回の見直しにつきましては、今月10日に独立行政法人の見直し整理合理化に対する基本方針の閣議決定がございました。詳細な様式がございまして、それに沿ってこれはつくられております。大変細かいものですから、ポイントになるところだけ御説明させていただきます。

1ページは「総括表(その1)」でございしますが、独立行政法人国民生活センターは特定事業執行型という類型に区分されます。資産債務型ですとか研究開発型など、ほかのタイプもございしますが、国民生活センターはこのタイプでございします。

「事務・事業名」は、5つの部位に相当する「広報交流事業」「情報分析事業」「相談調査事業」「商品テスト事業」「教育研修事業」につきまして、見直しに関して検討しているところでございます。

「広報交流事業」につきましては「消費者が自立した主体として能動的に行動できるよう、効果的な情報発信・情報提供を行うために広報媒体の見直し(雑誌2誌の統合)を行う」ことを検討してございます。

「情報分析事業」といたしまして、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の最適化計画、いわゆるシステム的大幅な見直しを策定し、苦情相談情報の効率的収集・効果的運用と経費の削減を図るとともに、死亡・重篤事故の情報から「ヒヤリ・ハット」事業まで幅広い情報を入力できる事故情報データベースを構築することを検討してございます。

「相談調査事業」につきましては、国と地方の役割分担を踏まえ、一次的な直接相談を廃止し、地方の消費生活センターを支援するための経由相談に特化するとともに、消費者紛争発生時の円滑な解決、紛争発生を抑止力向上のために、裁判外紛争解決に関連する制度、いわゆるADRを整備することを検討しております。

「商品テスト事業」につきましては、国民生活センターだけではなく、ほかのテスト実施能力のある機関等とも協力する観点から「関係機関との連携・外部化を図り、企画・立案業務へ重点化する」。

「教育研修事業」につきましては、政府全体として独立行政法人に「市場化テスト」を実

施すべしという方針がございますので「研修事業・宿泊施設等の運営については市場化テストを実施する検討対象とする」ことを考えております。

「組織の見直しに係る具体的措置」としましては、消費者トラブルの増加や国民の安全・安心の確保の重要性にかんがみ、各業務の見直し効率化を図った上で、情報収集・提供業務や消費者トラブル解決能力の向上を図ることにより、注のところに4つ書いてございますが、消費者基本法 25 条で規定された中核機関として、積極的な役割を果たすこととしております。

あとは事業別にいろんな論点を書いておりますので、省略させていただければと思います。

詳細な資料は全部事業別に分類されておりますので、これを横断的にまとめると、どのような状況かということで、5ページの注2といたしまして、全国の消費生活センターのPIO - NETに登録された件数は110万件に達しているとか、こうして集めて情報を関係省庁等にPIO - NET情報で3,100件、死亡・重篤に係る危害情報は約700件を情報提供して、消費者政策の企画立案や法執行に資するとともに、全国の消費生活センターの相談業務の支援ですとか広報などを通じて、消費者被害の未然防止・拡大防止を図っていることを説明しております。

最後のページの「資料7 - 参考」というものは、私どもの考え方を整理させておりますが、これは最終的な見直し案に付くものではございません。

先ほど読み上げさせていただきました意見案についてでございますが、直接相談の廃止について、消費者トラブルの実情を把握する能力が低下することがないようにすべきであるという御意見をいただいておりますので、直接相談を廃止しても、インターネットを通じての情報収集等によりまして、いわゆる実態把握能力が低下しないように努めていきたいと考えております。

商品テストに関しましても、他機関のいろいろな能力があるところと連携していくということでございますけれども、必要なものあるいはできないものについては、当然国民生活センターでやっていくべきものと考えております。適時適切に事業が遂行できるように、必要な体制は整備していきたいと考えております。

組織形態につきましては、国民生活センターの必要性を御理解いただいて、非常にありがたいと思っております。

最後の「2 政府の消費者行政の在り方について」でございますが、これにつきましても重く受け止めまして、必ずしも国民生活センターだけに限る話ではございませんが、内閣府として、今後対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

お話のように、閣議決定からきている見直しの項目等、視点は相当厳しいものになってまして、それに即しまして、分科会の方で慎重に検討していただきまして、とりあえず中期目標期間の業務実績につきましては、仮評価を打ち出すことになっております。

資料5及びそれに基づきまして、資料6の事務・事業及び組織形態についての意見案がございますので、この2つについて御議論していただきまして、決定をいたしたいと思っておりますけれども、何か御質問や御意見はございますでしょうか。あるいはお気づきの点ございますでしょうか。

直接相談の廃止をめぐる、分科会の方では少し御議論があったということでございますでしょうか。

山本委員 各地方消費者センターに寄せられた相談が国民生活センターに回ってくる。地方では判断できない、あるいは国民生活センターと連携して対応すべき案件である。そういう案件に特化するという文言が平成13年度の閣議決定文書にございまして、ただ、国民生活センターが現在直接消費者から受けております直接相談業務を廃止するかどうかという関係が、必ずしも明確でないといいますが、これまでややグレーの部分がございましたので、それを分科会として、どのように受け止め、どのように意見をまとめるかということで議論をいたしました。その結果、直接相談廃止反対というストレートな形は、さまざまな状況から困難な可能性もあるし、むしろ、物事を前向きに考える趣旨で、廃止はいいけれども、今まで直接相談を受けることによって確保されていた機能、センサー機能と呼んでいますけれども、現場で何が起きているかということ、直接相談を受けることによって、国民生活センターの職員の方であるとか、国民生活センターの消費生活相談員の方々が極めてビビッドに把握する。そのことが国民生活センターの業務をきちっと行っていく上で、非常に重要である。センサー機能というものが失われることになっては、今後のさまざまな事業の実施に支障を生ずるであろうという観点から、ここにありますように、いわゆる実情を的確に把握する能力が低下することのないようにすべきである。さまざまな工夫をきちっと重ねて、経由相談にきちっと対応するなり、さまざまな課題にこたえていただきたいという趣旨で、事務・事業の第1の意見はとりまとめてさせていただいたということでございます。

大森委員長 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。どうぞ。

小町谷委員 具体的には消費者トラブルの実情を直接把握する能力が低下することのないようにすべきということで、何らかの具体的な案みたいなものは分科会で出たのでしょうか。それとも国民生活センターの方に、既に案としておありなんでしょうか。

高田国民生活局消費者調整課長 国民生活局の方では、国民生活局長の私的懇談会といたしまして、国民生活センターの在り方に関する検討会というものを今年4月以来やっております。先般7月30日に中間報告をとりまとめていただいております。その中でも、こちらの部分については論点になっております。まさにセンサー機能が低下しないようにということで、中間報告の中では、ここにもデータバンクというものが出てきますけれども、インターネットを通じてPIO-NET以外にもより広い事故の情報ですとか、あるいは取引に関する情報というものをデータベースとして収集いたしまして、これは重要である、あるいは今後被害が拡大しそうだというものに関しては、情報を寄せられた方に接触して更に詳細な情報収集をするという努力、勿論これまでやってきた経由相談あるいは今後検討するADRなど、

いろんなどころを活用しながら、センサー機能が低下しないようにすべきであるという具体論も含めまして、在り方の検討会の方で御議論いただいております。

大森委員長 よろしいでしょうか。

小町谷委員 はい。

大森委員長 平澤委員、どうぞ。

平澤委員 たまたまですが、私は経済産業省の製品評価技術基盤機構の評価委員長でもあり、国民生活センターは重要なパートナーだと考えています。独立行政法人製品評価技術基盤機構は、NITEと略称していますが、NITEの4つの大きな業務の中の1つとして、やはり国民の安心・安全を確保するという機能があるわけです。NITEの側は、製品事故の事故原因の解析等をやる機能を持っていますが、事故情報を収集するメカニズムを幾つかネットワークとして持っていて、その中で最有力なものは国民生活センターと、自治体が備える同じようなセンター機能です。その他の消防や警察などが情報を地域ごとに集めてくるネットワークを形成しているわけですが、そういうネットワークの中で、もし直接国民生活センターが情報収集をしないとしても、継続的に同種の活動をされる必要があるのではないかと思います。

高田国民生活局消費者調整課長 国民生活センターは品川と相模原にございますけれども、各地の消費生活センターが受けているような、まさに一次的な相談窓口でございます。たとえその機能を廃止したとしても、全国の消費生活センターに寄せられた相談、PIO-NETの情報ですとか、いろんなどころからの危害の情報というものは、これまでどおり、あるいは今後はもっと国民生活センターに集約させていただきまして、NITEさんに御提供したり、あるいは逆もあると思うんですけれども、NITEさんや経済産業省さんとの情報交換ですとか、テストに関しての協力はさせていただきたいと思っております。地方のセンターがやっている相談窓口の機能を縮小して廃止していくということでございまして、全国の消費者からの情報を集めることに関しては、むしろ、許可していくべきと考えております。

平澤委員 廃止したりしても、そのようなネットワークの中で情報が十分収集でき、また共有できるような体制をつくっていければ、それでもいいのかなと思います。

大森委員長 どうぞ。

山本委員 今、課長からございましたとおりですけれども、問題を次のように整理すべきであると思います。消費者から国民生活センターへの直接の相談を受けるかという問題と、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報というものをPIO-NETシステムで現在集約しております。これを各省庁あるいはその他の独法等も含めて、どういうふうに関共有化してネットワーク化していくかという問題がございます。両者は一応別個の問題で、今はむしろ後者の問題を御指摘されたと思うのですが、そのことについては、こちらの意見案のところには直接は盛り込まれてございませんけれども、先ほど課長からもございましたように、そういう方向で鋭意進んでいると認識しております。

平澤委員 了解いたしました。

大森委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、資料5と資料6に即しまして、今回の仮評価表及び事務・事業、組織形態の意見については、審議の上この内容で決定をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、そういうふうにご決定させていただきます。

これを受けまして、先ほど簡略に御説明がございましたように、見直し当初案というものがございまして、これに即して当初案を書かれていますけれども、これについて何か御質問等ございますでしょうか。

細かい表がつくってありまして、こういうことになるんだと思うんですけれども、一番最後の概要がわかりやすいということですね。

高田国民生活局消費者調整課長 これは様式ではないので、参考までに付けさせていただきました。

大森委員長 これはわかりやすいです。こうなりますということだそうです。

よろしゅうございましょうか。とりあえず暫定版になっておりまして、ストレートではございませぬけれども、先ほどのような関連の意見が出ていますので、それを受けまして、なお国民生活局の方で当初案について修正があるならば、しかるべき修正をしていただいて、お出しいただくことになるものと思っておりますけれども、それでよろしゅうございましょうか。

高田国民生活局消費者調整課長 はい。

大森委員長 どうぞ。

遠藤委員 一番最後の参考は非常にわりやすいんですけれども、左の「消費者を取り巻く環境の変化」というところは、どちらかというところ、問題がハードウェアの話が多いんです。シュレッダーの話やエレベーターとかね。最近インターネットを使って、要するに詐欺まがいのことがありますね。これもこの中に入っているんでしょうか。例えばフィッシングとかね。

高田国民生活局消費者調整課長 例として、エレベーター、シュレッダーというものを書かせていただきましたけれども、110万件の中には、当然そういうものもたくさん入っております。

遠藤委員 ハードウェアの話は、きちんとした標準を決めたり、評価方法を決めれば、かなりしっかり守れると思うんですけれども、フィッシングみたいななかなか実態がつかまえにくいものについてこそ国が中心になってやらないといけぬ。要するに、地方でばらばらにやっても、全然進まないと思います。ですから、そういうものが非常に重要なんだということをまず最初に定義をしてかからないと、問題がもっと大きくなってからやるのは困るんですけれども、いかがなものでしょうか。

高田国民生活局消費者調整課長 それは多分国民生活センターというよりも、内閣府の消費者行政の問題だと思いますので、そのようなことを十分認識して、国民生活審議会、その他の場で検討いただいて、いろんな施策をやってまいりたいと思います。

遠藤委員 ここに書いてないということは、余り大したことではないと思っておられるということなんですか。

高田国民生活局消費者調整課長 決してそういうつもりではございません。ぱっと見て、あのことかとわかりやすいかなと思って書いてただけでございます。

遠藤委員 フィッシングの問題は、毎年どんどん増えているんです。これから被害はどんどん増える可能性があるわけです。

高田国民生活局消費者調整課長 決して、それが問題ないというつもりではございません。

遠藤委員 そういうものをしっかり取り上げることの方が、非常に重要なのではないですか。そうだとすると、公的にやはりあった方がいいなという話になると思います。

大森委員長 これはまだ暫定版ですから、今の御意見を受けて「消費者を取り巻く環境の変化」の中に書き込み得るならば、書いていただいても一向に差し支えないと思います。

高田国民生活局消費者調整課長 はい。

大森委員長 分科会長、何かございますか。

山本委員 先ほど御紹介させていただいた分科会の方の仮評価表、あるいは組織形態についての意見のところには「情報通信技術の発展、国際化等による消費生活の多様化・高度化が進み」と書いてございまして、今、遠藤委員から御指摘のあった点は、完全に視野に入っております。こちらの見直し当初案の方は、たまたま最近話題になっている話がわかりやすいであろうという観点から、そちらに記述が集中しておいて、若干狭いという印象を与えたということではないかと思えます。私といたしましても、まさしく遠藤委員のおっしゃるとおりだと思いますので、スペースが非常に小さいんですけども、その辺は多少ふくらませた方がよろしいかなと考えます。

高田国民生活局消費者調整課長 今後は国民生活センターの在り方等を説明する場で、委員の御指摘も十分含めて考えてまいりたいと思います。決して軽視しているつもりはございません。

大森委員長 独法でわかるような表記が可能ならば、そういう方向で努力していただいたらどうでしょうか。

遠藤委員 それで安心しました。

大森委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加藤委員 1点だけ小さなことなんですけど、資料5などの「(1)消費生活情報の収集」で、何日という数値がございますね。平均49.8で15%以上の短縮を上回って云々とありますが、こういうときに、例えば国立公文書館などですと、情報公開の請求があったときに60日以内にお返事ができたかどうかで、何%できたというような、そういう評価の基準にしているんです。ですから、例えば30日以内にはあがったというものに対して49.8になりましたということなんだけれども、ちょっと弱いし、こんなにかかるとかという印象もあるから、もうちょっと評価の設定を身近な数値の方で、いわゆるこの枠もガイドライン的なものでわかりやすいとなったらいいなと思います。だから、60日以内で80%達成とか、逆に30日以内、もうちょっと頑張れるようになったら評価の数値を変えていくというか、中期目標の設定の仕方の数値

のことだと思いますが、いかにもこの書き方は不安な感じがします。

高田国民生活局消費者調整課長 次期中期の検討の中で、また検討し御議論いただければと思います。

ただ、公文書館と違うところは、基本的に自分が入力する話ではなくて、全国の消費生活センターにお願いして入力するものでございまして、確かに長い、こんなにかかるのかという印象を与えているところがございますけれども、自分で入力する話ではないものです。

いずれにしても、目標の考え方につきましては、検討してまいりたいと思います。

大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

山本委員 今の点ですけれども、国立公文書館の場合は、ユーザーに何日お待たせするかという話ですね。こちらはそうではなくて、全国の消費生活センターに上がってきた事案を早く国民生活センターで集約して、そして、類似事故が起こらないように情報を提供していくとか、施策に反映させていくという観点ですので、そこで各センターからくる膨大な情報を何件までは何日以内にとりわけを仕分けをしている暇があったら、全対的にどんどん平均値を短縮していく。そちらの方が私は適切だと思いますので、個人的には現行のやり方で結構だと思います。

ただし、御指摘のように、まだまだ日数がかかり過ぎているのではないかということは、いろんな方面から言われているとおりですし、そのことはおっしゃるとおりだと思いますので、それは短縮化の方向で更に努力していただくということではないかと思えます。

大森委員長 どうぞ。

遠藤委員 参考のために、今日仕入れたばかりの知識なんですけれども、フィッシングで、あるサイトから開設になって被害が最大化して、閉じられるまでに数時間だそうです。ですから、その問題を四十何日かかって例示してみても、何の役にも立たないんです。要するに、ハードウェアなどの問題の話と、インターネット上で出てきて消費者が被害をこうむる話はスピードが物すごく違うんです。ですから、その辺もよく頭に置いて、この問題についてどうするんだということを考えないと、話にならないんです。

ですから、今こちらから指摘があったものも、今、山本委員がおっしゃったような形の対処の方法で十分いけるものと、全く違うものがあるということをやはり認識してかからないといけないのではないかと思いましたが、いかがなものでしょうか。

山本委員 御指摘のように、ITの社会は引っかけたら終わりの世界ですので、国民生活センターで幾ら頑張っても、少なくとも当該の事業者についてはしようがない。それは一般的な啓発や消費者教育であるとか、あるいは悪質事業者については、さまざまな行政処分や刑罰を執行する実効性を高めていく。総合的にやっていかなければいけない。国民生活センターが全体の消費者行政の中でどういう役割を果たしていくか。限界はあるけれども、なるべく効率的かつスピーディーにやっていただくということではないかと思っております。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

遠藤委員 はい。

大森委員長 センターに対して非常に関心が強くて、件数もどんどん高まって、その反映がこの会議にも出ましたので、多分、当局の方々も、分科会の皆さん方もそういう意識で評価作業をやっていただけるものと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次にまいってよろしゅうございましょうか。

なお、見直しの当初案につきましては、今のようなことを含めまして、若干の修正があり得るとお考えくださいます、修正版ができましたら、皆様方のところへお送り申し上げるようにさせていただきます。

それでは、次は沖縄機構につきまして、御審議をいただくことになります。よろしいでしょうか。

この沖縄機構につきましては、6月19日に閣議決定なされました経済財政改革の基本方針2007骨太の方針によりまして、中期目標期間の終了時の検討を1年前倒して行うというふうにされてございます。したがって、今回その見直しを行うものでございます。

議題につきましては、沖縄機構の分科会におきまして御審議をいただいておりますので、まずその御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平澤委員 資料8と9に関して、まず私の方から概要をお話した後、先ほどと同じように、事務局から詳細な御説明をしたいと思います。

この機構は、本来ならば平成20年度までが第1期というわけで、それに併せた中期目標の見直しをやるわけですが、それが1年早まって、本年19年度に行くことになりました。

したがって、実施した期間というのは18年度までの実績ということになるわけで、先ほど御説明したこととほとんど同じ内容です。それに昨年度御報告した17年度に関するものを加える程度の変化しかありません。

したがって、資料4で御説明した評価表の総合評価の中身と、資料8にあります仮評価はほとんど同じ内容になっておりまして、17年度の施設整備に関する契約の情報公開の徹底であるとか、文書管理の徹底という項目を更に付け加えてあるにすぎません。

資料9であります、これは事務・事業及び組織形態についての見直しのための意見であります、簡単な項目が並んでおりまして、その中の主なものを御説明しますと、事務・事業につきましては、研究開発については、厳格な評価を行うこと。

優秀な人材の確保のため、ワークショップ等の活用等を進めること。

一般競争入札の原則化を徹底するとともに、透明化を図ること。

内外の優れた大学、研究機関と共同研究等の連携を進めること等であります。

組織形態につきましては、資料9の裏側のページにあります。

理事長をサポートする機能を充実すること。

大学院大学の設置形態等について、具体的な検討を進めること、という各項目になるうかと思えます。

それでは、具体的な御説明をお願いいたします。

板谷沖縄振興局新大学院大学企画推進室次長 わかりました。

まず、資料8の内容の御紹介でございます。

「1. 業務運営の効率化に関する事項」から御説明させていただきます。

「1. 組織運営及び財務管理」についてでございます。

まず、組織運営については、理事長の強力なリーダーシップの下でプロジェクトを企画推進するため、平成 18 年度に理事長室が設置されるなど、体制の強化が図られた。また、代表研究者委員会とか業務運営委員会が設置されており、今後とも、これらの活用等により、組織内のコミュニケーションの円滑化に努める必要がある。

また、総合業務システム構築等により、内部事務の処理迅速化・効率化のための体制を整えています。

各種の仕組みや規則については、発足後間もない組織であることから、随時見直しを図りながら確立していく必要がある。平成 18 年度には、規程全般の見直しに着手したところであり、検討の結果を踏まえ、速やかに所要の整備を行う必要がある。

人件費につきましては、ラスパイレス指数が高くなっている。そこに書いてあるとおりですが、発足以来、定年制職員について基幹職員を中心に採用していること、本法人の職員には国際的水準の高度な専門能力を求められることを踏まえれば、やむを得ない面もあるが、個々の職員について、高い報酬に見合った職責が果たされているか、厳しく業績評価を行っていく必要がある。また、このような事業については、今後とも十分な説明責任を果たしていく必要がある。

外部資金の獲得でございますが、科学研究費補助金の採択実績があるが、今後は、競争的研究資金等、先端的な研究の実施にふさわしい外部資金の獲得に向けて更に努力する必要がある。

事務職員の専門能力を高めるための措置については、機構発足時に常勤事務職員全員に他の研究開発型独立行政法人の運営実務研修を受講させたほか、機構の特性も踏まえ、随時、必要な研修を実施してきた。

「2. 活動評価」としては、中期計画では、計画策定時に研究を行っていた代表研究者の半数について、18 年末に評価を行うとしており未達成であるが、これは研究ユニットの立ち上げに時間を要したため、まだ評価できる段階に達していないと判断されたことによるものである。今後、運営委員会の関与の下、国際的に卓越した研究が行われることが担保されるよう、着実に研究を行っていく必要があるとなっております。

続いて、2 でございます。

まず「1. 研究者の採用等の研究開発の推進」でございます。

これは、着実に研究者の採用が進められ、平成 18 年度末に代表研究者は 13 人（うち外国人が 6 人）となった。これは中期計画で定めた 12 人程度（2 年間）を上回るものであり、高く評価できる。また、今後、代表研究者の採用する若手研究者についても外国人比率が高まることが期待できる。引き続き、手続の公平性・透明性に十分留意しつつ、優秀な外国人研究者の採用に一層努める必要がある。

「2. 研究成果の普及」でございます。

本機構が発足間もないことを踏まえれば相応な件数があるものと認められる。また、共同

研究等を区別するなど、把握・公表の仕方について改善が見られる。

年次報告書の作成等、着実な取組が見られる。また、初年度よりスーパーサイエンスハイスクール指定校への講師派遣を実施するなど、一般社会への成果の紹介が着実に進んでいることは評価できる。

ワークショップやセミナーにつきましても、そこに書いてある回数開催しており、海外からの出席参加者も十分に得られた。大学院レベルの研究養成プログラムの開始準備への取組として評価できる。

職務発明規程の整備等に向けて、内部での検討が進んでいる。今後は、知的財産本部の設置等、国際的な知財活動展開に向けた体制整備が必要である。

「3. 研究者養成活動」でございます。

連携大学院制度の活用を進めていることは評価できる。今後とも、海外も含めた他の大学等との協力プログラムの実施を進めていく必要がある。

「4. 大学院大学設置準備活動」でございます。

研究に関する当面の重点領域の方向性が定められた。また、平成 18 年度には、研究教育プログラムの計画と実施を担当する特別アドバイザーを任命する等、準備活動のための体制の強化が認められる。今後、中期計画に示された教育研究分野・組織体制及び教員の人事制度についての考え方の明確化について、計画的に取り組むことができる体制を充実し、内閣府等の関係府省とも連携しつつ、具体的な準備活動を進めていく必要がある。

「5. 施設整備」でございます。

平成 17 年度には、最初の機構の施設である沖縄科学技術研究基盤整備機構(OIST)シーサイドハウスが完成した。また、平成 18 年度には、メインキャンパスについて、実施設計等が着実に進められ、同年度中に造成工事が着手された。施設の整備に当たっては、今後とも、一般競争入札の原則化を徹底するとともに、契約に係る情報公開の徹底等の取組を着実に実施していく必要があるということです。

「3 予算、短期借入金、剰余金に関する事項」でございます。

平成 18 年度には執行について改善が見られた。特に未契約繰越について前年度から大幅に減少したことは評価できる。

財務情報の公開に関しては、事業ごとの推移等のセグメント情報を作成すること等により、一層の充実を図る必要がある。

一般競争入札の範囲の拡大等については、取組は進んでいるものと評価できる。今後とも、一般競争入札の原則を徹底するとともに、契約に係る情報公開の徹底等の取組を着実に実施していく必要がある。

「4 人事に関する事項」でございます。

定年制職員については、基幹職員を中心として組織のスリム化を図り、そのほか、必要に応じて任期制職員や派遣職員を任用するなど、効率的な人事運営が行われた。

「II その他の業務実績等に関する評価」では、業務実績報告書について、努力が見られるものの、今後、より具体的に記述するよう努める必要があるといただいております。

す。

また、文書管理につきましては、職員の研修、関係部署の合議、文書審査の実施等を的確に実施することにより、厳正な文書管理の運用を徹底していく必要があるとされております。

「4 その他」は、年度計画の作成について、目標を具体的かつ定量的に設定するよう努める必要があるといただいております。

また「III 法人の長等の業務運営状況」につきましては、理事長は、発足間もない機構が、施設の面などで制約がある中、国内外の優秀な研究者の採用を着実に進めるなど、国際的に卓越した研究開発の基盤を整備していく上で、大きな指導力を発揮したと認められる。今後、中期目標の達成に向け、大学院大学の設置の準備等に関し、より計画的な業務運営に努められることに期待したい。更に、独立行政法人全体により効率的な業務運営が求められる中、的確な業務管理を含め、引き続き、業務運営の改善に努力していただきたい等々となっております。

最後に「総合評価(業務実績全体の評価)」でございます。これは読み上げさせていただきます。

「平成 17 年度及び平成 18 年度の業務実績によれば、年度計画に記載された事項のなかの一部に、実際には実施されなかったものがあつたが、本機構が、様々な制約のなかで、大学院大学構想の推進に向けた取組を行っていることに鑑みると、全体としては、中期目標の達成に向けた努力は進められていると判断でき、今後の取組の成果に期待される。

一方、今後、中期目標の達成に向けた取組を着実に実施するとともに、独立行政法人としての適切かつ効果的な業務運営を行っていくためには、個々の項目に係る評価で指摘した内容のほか、以下の点について、当分科会の評価を踏まえた、適切な対応を行う必要がある。

・運営委員会においては、今後とも、明確な意思形成に努めるとともに、その分かりやすい説明に努めること。また、機構においては、運営委員会の審議内容を踏まえ、それに的確に対応できる体制の構築を行うこと。

・機構の事務管理について、各業務が統括される機能の充実と各部門の情報の共有に努めること。

・機構内において、中期計画及び年度計画の進捗状況を十分に把握し、その確実な実施が図られる体制を整えること。

・研究ユニットの立ち上げ等がより円滑に行われるよう、研究者の支援に関する取組の充実・強化を図ること」でございます。

続きまして、資料9でございます。こちらも読み上げさせていただきます。

意見として「各研究ユニットが実施する研究開発について、運営委員会の関与の下、外部委員等による厳格な評価を行い、評価が低い研究ユニットは廃止を検討する等、国際的に卓越した研究が行われることが担保されるようにする必要がある。

・競争的研究資金等、先端的な研究の実施にふさわしい外部資金の獲得に向けてさら

に努力する必要がある。

・海外を含む優秀な人材の確保のため、ワークショップ等の教育研修業務を活用する等、研究ユニットの整備に対し最も効率的な方法を検討する必要がある。

・随意契約によることができる基準額を引き下げる等、一般競争入札の原則化を徹底するとともに、やむを得ず随意契約を行う場合は、その内容及び理由について情報公開を徹底し、透明化を図る必要がある。

・機構が行う研究開発業務および教育研修業務は、世界最高水準の自然科学系の大学院大学の設置準備と不可分一体のものであるため、民営化や他の機関への移管は困難であるが、内外の優れた大学・研究機関と連携して、共同研究や施設整備の共同利用を推進することで、コストを抑制しつつ、高い水準の研究を実現することが可能になると思われる。

・科学技術に関する研究開発は、国会の附帯決議に示されているように、長期的かつ継続的な観点に立った対応が必要であり、市場化テストにはなじまないと考える。また機構が行う教育研修業務は、研究開発業務や大学院設置準備と不可分一体のものであり、事業規模も比較的小さいことから、市場化テストの導入によるコストの削減よりも、市場化テストを行うための事務費や人件費の増、研究開発業務や大学院設置準備と切り離して実施することによる連絡調整コストの増など、デメリットの方が大きいと考える。

次に「組織形態」についてでございます。

「・専門的観点から理事長をサポートする外部有識者の活用を含め、大学院大学設置準備を計画的に進めるための、体制の強化を図る必要がある。

・学校法人への移行も視野に入れ、大学院大学の設置形態、開学および機構の解散時期、機構の業務の新法人への引き継ぎ等について、内閣府等の関係府省とも連携しつつ、具体的な検討を進める必要がある」。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。以上でございます。

何か御質問、お気づきの点ございますでしょうか。

どうぞ。

外園委員長代理 資料8の2の国民に対してというところですが、その文章の2、3行目に「今後、代表研究者の採用する若手研究者」とありますが、これは今後、代表研究者として採用するということですか。

板谷沖縄振興局新大学院大学企画推進室次長 これは、代表研究者の下で働く若手研究者という意味でございます。いわゆるポスドクのような方を想定しております。

外園委員長代理 もう少しわかりやすい表現にして下さい。

それと、財務諸表のセグメント情報というのは何でしょうか。私わからないので、何かわかりやすい表現でお願いいたします。

大森委員長 第1点目は、代表研究者の採用するということは、代表研究者に採用権があるんですか。若手研究者を採用する権限を代表研究者は持っているという意味です

か。

平澤委員 はい、そうです。

大森委員長 ということだそうです。

外園委員長代理 わかりました。

大森委員長 ですから、このとおりということです。それで第1点目はよろしい。

第2点目のセグメント。

どうぞ。

平澤委員 これは、昨年度のいわゆる、政策評価・独立行政法人評価委員会のコメントの中、あるいは今年度の8月10日にあったコメントの中にもありますように、いわゆる管理会計の手法を使って、情報公開をより徹底させていくという内容に対応するものです。

ですから、財務諸表の中のセグメント情報として、一般管理費と現在だと業務経費に分けている程度なわけですけれども、その業務経費の中をプロジェクトごとにセグメントにして、その経費を明確化する。そうすると、そのプロジェクトのパフォーマンスは別途把握するわけで、コストとパフォーマンスを併せて評価できていくという仕組みをつくっていくということを努力するという内容です。

外園委員長代理 現在、やられているのですか。

平澤委員 2年ぐらいかけて、そういう体制をつくって下さいということをお願いしております。

外園委員長代理 ありがとうございます。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

ほかに何か御指摘の点、ございますでしょうか。

発足してすぐに1年前倒しでやれというのも随分乱暴な話だと思うんですけれども、しかし、とりあえずこれは出さなければいけませんので、この仮評価表と意見について、こういう形でもよろしゅうございましょうか。私どもとしては、これで決定させていただきます。

これを受けまして、見直し案がございますので、そちらの方を説明していただきましょうか。

板谷沖繩振興局新大学院大学企画推進室次長 お手元の資料10でございまして、こちらもいろいろ詳細になっておりますけれども、結論的な部分は1ページ目にありますので、これを中心に説明させていただきます。

まず、私どもの沖繩機構でございますけれども、類型としては、3つの類型に該当しているということでございます。

まず、既に先行的な研究を行っておりますので、これは研究開発型に入ります。

また、セミナー等をやっていたりとか、大学院大学の設置準備をしております。これについては、特定事業の執行型ということになります。

また、資産を有しておりますので、これについては資産債務型になるということで、3つの類型に該当しているわけでございます。

それぞれについて、所定の廃止、民営化、官民競争入札の適用等の見直しがあるわけなんですけれども、これにつきましては、具体的には4、5ページのところに詳細な内容が書

いてございます。

要は、4ページ辺りに書いてありますけれども、これは世界最高水準の研究教育機関を沖縄にということは、沖縄振興計画やそのほか、科学技術基本計画等にも位置づけられておまして、これを廃止するということになりましたらば、そういった機構の政策目的が達成できなくなるということがまずあるということでございます。

また、この事業を民営化することができるかどうかにつきましては、5ページ目に書いてありますけれども、もともと世界最高水準の研究、教育といった場合には、なかなか受益者の特定というものが困難でございますし、長期的かつ継続的な視点に立った取組みが必要になりますので、民営化とか官民競争入札といったものには必ずしもなじまないのではないかと思います。

また、研究開発以外にセミナー等もやっておりますけれども、これらも研究開発と一体的に、またこの法人においては、外国人の方を沖縄の地に呼んで、半分以上を外国人の研究者でやろうという構想でございますので、このセミナー等がポスドクですとか、あるいは将来の研究者のリクルートにも役立つといったような、研究活動と一体的にセミナーをやっているということもございます。

このような観点から、民営化とか、あるいは官民競争入札ということにはなじまないのではないかと考えております。

1ページ目に戻っていただきまして、その結果、廃止、民営化、官民競争入札等の適用については、ほとんど白くなっておりますけれども、ただ1点、民営化の資産債務型につきましては、施設整備のうち、宿泊施設、そのほか食堂等の生活関連施設も今後整備していく予定でございますが、これらについては、既に国立大学等でもPFI方式にやるという実例はございますし、また宿泊料ですとか、利用料を取るということもございますので、これについてはPFI方式による施設整備の可能性を検討したいと考えております。

見直し措置の中の「他法人等への移管・一体的実施」という部分がございますが、これについては、先ほど来も出ておりますけれども、ほかの大学や研究機関と連携をして、これによって、我々は質の高い研究を行ったりとかリクルートをしたりということに役立てたいという戦略でやっておりますので、ここの部分は、むしろ我々は推進する、積極的に活用することがなじむのではないかと考えております。

したがって、ここについては、国立大学法人等との施設整備の共同利用や共同研究を推進する、連携大学院制度等による他の国立大学法人と連携した学生教育や研究者養成を推進する等、積極的な取組みをしたいと考えております。

そのほかにつきましては、先ほどもちょっと御説明はしましたけれども、随意契約等のほかの独立行政法人と共通の部分でございますけれども、こちらの方につきましては、競争入札の原則化を徹底するとともに、ただ、研究等でございますので、やむを得ず随意契約を行うような場合もあるかと存じますが、そのような場合についても、その内容及び理由について情報公開を徹底し、透明化を図るということを考えております。

また、最後に「組織の見直しに係る具体的措置」という部分なんですけれども、もともと

ちの独立行政法人は、定型的な業務を続けてやっていくということを想定されておりません。大学院大学をつくるということが目的でございます、この目的が達成されたときには、この機構は解散して、別の設置形態になることを予定しております。

次の設置形態をどうするかということについては、今後検討していくことになっておりまして、関係閣僚の申し合わせで、来年度の平成 20 年度中に一定の方向を得るとなっておりますので、それに向けて大学院大学の設置形態、そこに書いてあります解散時期とか引き継ぎ等、内閣府等の関係省庁とも連携しつつ、具体的な検討を早急に行って、平成 20 年度に一定の結論を得たいと思っております。

また、先ほど来からも出ておりますけれども、やはり世界最高水準を目指すといった場合には、専門的観点から、理事長をサポートする外部有識者の活動も必要である。既にノーベル賞学者がたくさん入っている運営委員会というものがございましてけれども、これをサポートするためにも、外部有識者の活用等も含めた体制強化が必要ではないかとも考えております。

私どもからは、以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

この当初案につきまして、何か御疑問等ございますでしょうか。

任務を達成すれば、この機構はなくなるんですね。

しかし、これは立ち上がっていったら、大学院大学ですから、広く言えば国立大学法人になるんですか。それも決まっていらないんですか。

板谷沖縄振興局新大学院大学企画推進室次長 まだ決まっておりません。学校法人になる道もあります。

また、学校法人といっても、予算や法律上の特別な手当があるような類型も考えられますので、そういったものは今後、関係省庁との間で協議していきたいと思っております。

大森委員長 ということだそうですねけれども、何か御疑問等ございますでしょうか。

では、とりあえずこの当初案の内容で、これは総務省に月末までに出していただくこととなりますので、向こうでこれを見まして、何かまた議論があれば、若干当初案から変更があり得る。

これは、実はほかのところについても、見直し案につきましては同様でございます、総務省の方でこれを受けて検討が行われますので、そこからの御指摘で若干内容が変更されるということはあると思いますので、もしそういうことになりましたら、この本委員会の方にも適宜見直しの状況について御報告いただくということによろしゅうございましょうか。

板谷沖縄振興局新大学院大学企画推進室次長 はい。

大森委員長 では、ほかのところもそういうふうにさせていただきます。

では、これでお進めくださいということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 ありがとうございます。

それでは、恐縮ですけれども、今日は長丁場でございますので、ここから 10 分ほど休憩を

させていただきます。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

大森委員長 それでは、そろそろ再開をさせていただきます。

引き続き、沖縄機構につきまして御審議を賜りたいと思います。

第一点目は、業務方法書の一部変更がございますので、まず、これについてお諮り申し上げたいと思います。御説明をお願いします。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 お手元の資料 11 でございます。業務方法書の一部変更について御説明をさせていただきます。

今回の変更でございますが、機構が行います契約に関する情報につきまして、機構のホームページにおいて公表することとするものに関し規程を設けるものでございます。

業務方法書におきましては、これまでも競争入札、その他の契約に関する事項といたしまして、契約の方法に関する条項を 20 条として置かれていたところございまして、これに基づきまして適正な業務運営に努めてきたところでございますが、今後、業務の公共性及び透明性を一層確保する観点から、契約に関する情報公開に係る取組みを強化することとしたところでございます。その内容について、業務方法書の変更により明らかにしようとするものでございます。

変更のポイントでございますが、2 点ございます。

1 点目は、随意契約についてですが、一定額以上のものについて、契約内容更には随意契約によることとした根拠や理由をホームページで公表することとしたということでございます。

2 点目でございますが、毎年度、公共工事の発注の見通し等に関する事項をホームページにおいて公表することとしたということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

大森委員長 ちなみに、この裏に新旧対照表がございまして、その 20 条に競争を許さない場合と予定価格が少額である場合、その他別に定める場合の別に定める場合はどこに定められているんですか。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 その他でございますが、機構の会計規程というのがありまして、その会計規程の一段下の契約事務取扱規則という規則がございまして、その規則に定めております。

大森委員長 例えばどういうものがあるんですか。

今のところは、まだないけれどもこういう規程を置いているだけですか。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 現実問題としては、適用になるのは金額で定めているものしかございません。

大森委員長 方法書の一部改正は、そこにございますように、20 条の 2 をこういう形で追加するという形の改正案だそうでございます。何か御質問等ございますでしょうか。

適切な改正ではないかと思しますので、きちっとやっていただくということだと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、この方法書の一部については、変更をお認めすることにいたします。

次は、議題3の(5)でございます。実はこの沖縄機構におきましては、役員の報酬の支給基準につきまして、機構の方で改正したいということございまして、本委員会の方に通知がございました。通知を受けますと、私どもはこれを審議しなければなりません。評価委員会といたしましては、通則法第53条によりまして、報酬の支給基準が社会一般の情勢に適合しているかどうかについて審議するということになっています。社会一般の情勢に適合しているかどうかだそうでございます。

この53条の規定に即しまして、その観点から、これから御説明いただきますように、役員報酬の支給基準の改正について御審議を賜り、私どもとしては意思決定をいたしたいと思っています。

それでは、その御説明をいただきます。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 お手元の資料12でございます。私どもの方で、役員報酬規程を改正いたしたところでございますが、その改正につきまして、その経緯や内容等を御説明させていただきたいと思えます。

まず、資料の1ページ目でございますが、全体となります沖縄科学技術大学院大学設立構想の概要につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、構想の「目的」でございます。これは一言で申しますと、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を沖縄に設置し、沖縄の発展及び世界の科学技術の発展に寄与、貢献するというところでございます。

「開学時期」につきましては、平成15年の関係閣僚申合せで、国際的に卓越した研究を行う主任研究者(PI)が50人程度に達した時点で開学することとされました。

また、平成17年の関係閣僚申合せでは、今後7年以内、すなわち平成24年度までを目途に開学することを目指すという考え方が示されたところでございます。

研究教育の分野につきましては、生命科学、バイオサイエンスを中心といたしまして、既存の学問分野、例えば生物学、物理学、化学、コンピューティング、ナノテクノロジーなどを融合した先端領域を目指していくことにしております。具体的には、脳神経科学や数理生物学などが念頭に置かれております。

大学院大学が目指すべき特徴といたしましては、そこに ~ まで書かれておりますけれども、この中でも特に Best in the World というのと Internationality の2つが特に重要なのではないかと考えておまして、前者につきましては、文字どおり世界最高水準の大学院大学をつくるということでございます。

後者の国際性につきましては、講義や各種の会議はすべて英語で実施するとともに、外国人研究者の割合を過半数とすることを目指しているところでございます。

以上が構想の概要でございます。

2ページ目は、この構想につきまして、その進捗状況とその構想に係る課題を御説明させていただきたいと思っております。

「進捗状況」でございますが、まず、この構想を推進する母体といたしまして、一昨年9月に私どもの機構が設立されました。私どもの機構が中心となりまして、関係省庁等と連携協力しながら、構想推進のための取り組みが行われているところでございます。

その具体的内容でございますが、まず、主任研究者(PI)の採用につきましては、現時点で17名まで集まっておりまして、このうち過半数の9名が外国人となっております。

先行研究事業の推進につきましては、17名のPIを代表者といたしまして17の研究ユニットに、現在107名、そのうち28名が外国人ですが、107名が所属して研究事業に従事していることになっております。

研究事業は、現在沖縄県のうるま市のラボを中心に展開されているということでございます。

実際に研究活動を展開するほか、この大学院大学の構想を広めるとともに、将来の教授陣や学生をリクルートするために、さまざまな国際シンポジウムやワークショップを開催しているところでございます。

また、世界最高水準の研究環境を整備するための施設整備を恩納村で行っております。平成18年度には、宿泊研修施設棟、事務局棟更にはワークショップ等の会場となり得る機能といったものを兼ね備えましたOISTのシーサイドハウスが完成いたしましたし、本年3月にはキャンパスの造成工事に着手したところでございます。

以上が、推進状況を簡単に説明したものでございます。

次に、今後の主な課題を簡単に御説明させていただきます。

まず、主任研究者(PI)の採用につきましては、現在17PIと申し上げましたが、開学に向けては、これを50人程度まで人数を増やしていく必要がございます。優秀な研究者、特に外国人研究者を確保する必要があるということでございます。

研究事業につきましては、各ユニットが行っております研究につきましては、今年度から専門的な評価に具体的に着手することになっております。この結果によりまして、各ユニットの研究期間は5年間となっておりますけれども、その研究期間を更新するかどうかを決定するための評価を行うということになっております。

大学院大学の設立準備につきましては、平成24年度の開学に向けまして、教育研究の方向性を明確なものとしていたしまして、更には大学組織や運営体制、研究者の人事制度等を検討する必要がございます。

また、世界のさまざまな大学や研究機関との連携協力関係を構築していく必要があります。現時点では、連携大学院制度を活用いたしまして、国内の2つの大学とそういった協力しておりますけれども、それを世界各国の大学や研究機関と繰り広げていかなければならないという状況でございます。

更には、キャンパスの施設整備が本格化いたしまして、50PIを収容できるような施設を整

備しなければいけないということと、キャンパスの整備だけではなく、キャンパスの周辺環境、ハード面、ソフト面いろいろあると思いますけれども、そういったものも整備していかなければならないというのが主な課題として挙げられるところでございます。

以上のような課題を解決し、着実に事業を進めていくためには、今後増大し、ますます困難になります機構の活動に対処できる人材を確保することが重要ではないかと思っております。そこで、ここで理事として求められる職責や資質・能力等について御説明をさせていただきます。3ページでございます。

求められる職責は、ただいま説明いたしました「今後の主な課題」に的確に対応していくことではないかと考えております。繰り返しにはなりますけれども、外国人研究者等のさらなる採用であり、研究事業の専門的評価の着手であり、大学院大学の設立に向けました具体的な設立準備の推進、更にはさまざまな研究機関や大学等との関係構築などではないかと思っております。

次に、求められる資質・能力でございますが、以上のような職責を踏まえると、一般的な予算・人事・管理業務に加えまして、研究等に関する国際的にも高い水準の資質と能力が求められるのではないかと考えております。

そこでは5つ挙げておりますが、1つ目が、この沖縄大学院大学が目指すような国際的な研究機関における広範な研究管理の経験があることでございます。

2つ目が、研究課題や研究運営等につきまして、研究者と専門的な議論ができることでございます。

3つ目が、私どもの機構には、運営委員会、ボード・オブ・ガバナーズという理事長の諮問機関の組織がございますが、その運営委員会は、実はノーベル賞学者が全メンバー12人中7名という組織でございますが、その運営委員会の委員とのコミュニケーションを的確にとることができ、必要に応じて調整ができることではないかと考えております。

4つ目でございますが、国際的に卓越した研究者の活発な採用活動ができることと考えております。

5つ目といたしまして、国内外の研究機関等とのネットワークの構築を図ることができることではないかと考えております。

このような職責を果たすべき資質・能力を備えている者に対しましては、それにふさわしい待遇を提供することが必要だと私どもは考えております。4ページにございますように、このような人材を獲得するためには、外国の大学や研究機関と競争しなければ、そういう優秀な人材を獲得することはできないと考えております。こういったふさわしい待遇を提供することができるよう、今般役員報酬規程を整備したところでございます。

ここで役員報酬規程を改定いたしました内容について、御説明をさせていただきたいと思っております。9ページに新旧対照表が載っておりますので、そこで御説明させていただきたいと思っております。

まず、従前の役員報酬規程におきましては、理事長が役員の職務の困難度、実績等を勘案いたしまして、所定の額を超えて本俸を決定することができるということにされておりました。

したけれども、優秀な人材を確保する観点から、役員報酬規程の要件の具体化、明確化を図ったところでございます。

具体的には、特別調整手当という手当を設けまして、適用の要件を具体的かつ明確なものとしたしました。第3条の2第1項でございますが、国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等に係る経験、職務の困難度、実績等を勘案して、特に必要と認める場合に特別調整手当を支給することができるとしたところでございます。

その額につきましては、同条の第2項で規定しております。理事のすべての報酬額全体が理事長の報酬の150%を超えない範囲内で総報酬から本俸及び期末特別手当を控除した額となります。すなわち、改めて簡単に申し上げますと、理事の年収といたしましては、理事長の年収の1.5倍まで出せるようにし、特別調整手当の額は、そこから本俸プラスボーナスの額を引いた額ということでございます。

この改正のイメージにつきましては、10ページ目に書いてございます。

まず、今の私の御説明を聞かれますと、そもそも理事の報酬がなぜ理事長の報酬より高くなるのかという御疑問を呈されるかもしれません。私どもの基本的な考え方といたしまして、独立行政法人の長は理事長でございますので、法人の最高責任者は理事長でございます。当然、本俸という点に着目いたしますと、理事長は現在1,760万円となっておりますが、本俸につきましては、理事長がやはり最も高くなるべきではないかと考えているところでございます。

一方で、先ほど来申し上げておりますとおり、いろいろ質的にも量的にも難しくなっていく業務を着実に遂行するためには、それなりの人材を確保する必要があるということを考えておりまして、そのためにも本俸とは別に特別な手当を設けて、人材確保を現実のものとしなければならぬということを考えておるところでございます。

したがいまして、本俸につきましては、理事長の方が理事よりは高いということは原則としつつ、こういう人材確保の必要性の観点から、年収全体を通して見ますと、理事長よりも理事の方が高くなる可能性があるという規程の改正を行ったところでございます。

また、理事長より理事の報酬が高くなるということでございますが、当然のことですが、その報酬につきましては、業務の実績等を勘案いたしまして、その評価によりましては減るということもあり得ると思えますし、逆に増えるということもあり得るのではないかと考えているところでございます。

11ページに、参考に米国の大学副学長の給与水準のデータを示させていただいております。

アメリカのいわゆる研究大学217校を対象とした調査におきまして、執行担当副学長及び教務担当副学長の年収の中間値は、それぞれ3,000万円程度、2,900万円程度になっているというデータがありますので、そこに示しているところでございます。

以上が報酬規程の改正の経緯及び内容でございますが、実は本日、沖縄の地元の『沖縄タイムス』という新聞に、9月1日付をもって常勤理事にロバート・バッハマン氏が就任という記事が載っております。その記事について御説明させていただきたいと思えます。

現在、機構におきましては、ロバート・バッハマン氏を理事の最終的な候補といいますが、基本的に理事に就任していただく方向で理事長が交渉を行っているところでございます。

ロバート・バッハマン氏でございますが、略歴を簡単に口頭で御説明させていただきますと、ハーバード大学で博士号を取得いたしまして、同大学の準教授や東京医科歯科大学の客員講師等を経まして、現在は米国国立衛生研究所(NIH)の傘下の研究所であります神経疾患・脳卒中研究所の副所長の職に就いているところでございます。

当機構との関係で申しますと、バッハマン氏は、本年1月にシニアアドバイザーに就任しておりまして、以後、ほぼ毎月沖縄に訪問しておりまして、事業推進に当たってさまざまな助言をいただいているところでございます。

バッハマン氏につきましては、新聞記事には9月1日に就任ということで書いてありましたけれども、基本的には理事に迎えるという方向で調整しているところでございますが、その日時につきましては、まだ未定ということでございまして、その点は新聞記事は事実と反するという点だけここで御指摘させていただきたいと思っております。

以上でございます。

大森委員長 皆様方のお手元に参考1というのがございます。これは総務省の行政管理局長名で各委員長に出ている文書でございまして「独立行政法人評価委員会における『各独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準』の活用について」という文書が流れてきていまして、アンダーラインを引いたところを見ていただくとわかるんですけども、各独法の評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、この52条の趣旨に併せて法人に対して勧告ができることと同時に、一番末尾のアンダーラインを見ていただくとわかるんですけども、各委員会におきましては、評価等に関して、こういうことを資料にしながらかつて厳格な評価をやれという趣旨の文書が送付されてきています。これを念頭に置きながら、今の御説明で審議をいたしたいと思っております。

先ほど言いましたように、広くこれが社会一般の情勢に適合しているかどうかという判断を私どもはせざるを得ませんので、しかもこれは初めてのケースでございますので、できるだけそれぞれの委員の皆様方が御疑問に思っていることを聞いていただきまして、それでお答えいただいて、全体としてとりまとめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私から最初に申し上げますが、特別調整手当で1.5倍まで出す。実際に今はどの方が本当はおいでになるかわかりませんが、新聞に報じられている方がお見えになって、こういう形で特別調整手当をお出しして、任期の間お仕事をやってもらいますね。そして、毎年業務評価をいたしますね。そのときに、理事長及び理事の働き具合についても御報告をいただくこととなります。そうすると、これだけの特別調整手当を出しますから、この方の働き具合によっては、今回お出しする以下になることはあり得るわけですか。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 それはあり得ます。

大森委員長 私どもの意見としては、あり得る。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 はい。

大森委員長 それを超えることはないんじゃないですか。あなたは先ほど増額があり得る

とおっしゃっていましたが、1.5倍以上に増えることはあるんですか。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 1.5倍と申しましたのは、規定上の年俸の制約でございまして、それに基づきまして、具体的に幾ら支給されるかというのは、また契約で規定されることとなります。

その段階で、通常は役員報酬を決めれば、その任期の期間中はそのままの役員報酬でいくというのが一般的だと思いますが、理論的には1年終わった段階で、働きぶりが特によかったということで、その報酬を見直すということはあるのではないかと考えています。一般的にあるかどうかは、基本的には同じでいくという線だとは思っております。

大森委員長 本俸は変えないで、特別調整手当でいくわけで、その特別調整手当の幅について今回は直したいという御指摘なんでしょう。ですから、その中で運用することになるのではないですか。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 その中で運用するというところでございます。

大森委員長 ですから、上限いっぱいまで出せば1.5倍で調整手当を含めてお出しするということですね。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 それを直すということではございません。

大森委員長 ですけども、働き具合によっては、1.5倍上限までいかないことはあり得るという概念として特別調整手当をやったということですね。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 そうでございます。

大森委員長 わかりました。

どうぞ、皆様方の方から御質問等ございましたらお出しいただければと思います。

済みません、分科会長から一言、全体の考え方を述べていただいてから、質疑に入りましょうか。

平澤委員 今回採用したい方は、理事ということですが、理事ポストは実は1つしかない。前任者は4月初旬に辞任されて、今、空席になっていて、御承知かと思いますが、理事長がシンガポールに在住しておられて、日々の連絡はとっておられるけれども、やはり組織の中心になる方が今は存在していないということ自体が、機構にとっては非常に大きな問題だと我々は思っております。

理事を採用するということになるわけですが、多少参考になることとしては、世界のトップクラスの研究者を採用ということと絡めて考えてみますと、私自身の経験ですが、東大に先端研をつくったときに、海外から何人か呼んでこようというので候補者リストを作りました。しかし、残念ながら、ベスト10に入った方は一人も来ていただけなかった。その時代には、金額の問題が制約条件としてありました。

最近になりまして、いわゆる交付金ではない別の巨大な資金を使って、ある理系の大学で14名トップクラスの研究者を呼んで、1つの大きな組織をつくらうという御計画を2年前、正式には3年前、今は3年目になるわけですけども、これをやりましたけれども、1人も呼

べなかった。その場合に、8～10億×5年間という資金の中でやろうとしたんですけども、だめだった。

別の大学院大学では、やはり青天井の金額で呼ぼうとしていますけど、まだ難航していて呼べていない。この場合には、学長をはるかに超えるような金額になるわけですけども、呼べない。

ですから、優秀な研究者を沖縄に呼んでこようというときに、それを仲立ちするさまざまなメカニズムをつくっていかないといけないということになるだろうと思っているわけです。

先ほどの御説明の中でちょうどいい図があったかと思いますが、5ページのところにスケジュールがあります。現在は、先行的研究事業を充実させていくという研究を中心にして組織をつくっていくという段階にあるわけですし、これが第1期です。

第2期もそれと同じ状況が続いてきて、平成24年度まで。ですから、第2期は更に4年間、研究システムを充実させながら大学院を開学していく準備を整えていくということになるわけです。

それで最も重要なことは、まず世界トップクラスの研究者のPIたちを集めて、そこで研究拠点を形成していくということにあるかと思っているわけです。したがって、大学院大学をつくるのが最後のターゲットになっているわけですが、そこへ持っていくまでのプロセスというのは、トップクラスの研究者集団をつくるということにあるかと思っています。

今、バウマン氏の名前が出てきたわけですが、バウマン氏はNIHでそういうことに携わってこられたわけで、当初私自身は、大学院大学をつくるのだから、大学院大学の形成に経験を持っている方が望ましいのではないかと思いましたが、今のようなフェーズを考えると、当面必要なのは、やはりトップクラスの研究組織をつくり上げていく。これは世界と連携してつくっておかないといけないわけなので、やはりどう考えても日本人でそれができる人はいないのではないかと思います。それで国際的なトップクラス、グローバルなトップクラスのその面でのマネージャーをお呼びする必要があるかと思っています。

そうすると、処遇も先ほど申しましたように、それなりの国際的なレベルでトップクラスの処遇を考えないと、これは実現しないだろう。

大森委員長が先ほどおっしゃったような、社会一般の常識というのは、今の場合、国際社会一般の常識と読みかえないと、この機構にとっては適切ではないのではないかと考えているわけです。

資質の方向性については、いい方を見つけられたのではないかと考えているわけですが、具体的な資質の中身に関しては、我々は判断する立場にはないと思っています。

大森委員長 ストレートな議論ではないんですが、PIの報酬も高いんですけどか。つまり、非常に熱心で集めてくる人が能力があっても、PIの報酬が低かったら、普通に考えたら来ませんね。PIの方も一定の水準になっているんですか。

句坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 標準より若干高いと思っています。

大森委員長 ちなみに、PIはどの程度の水準で呼んで来られるんですか。月給でもいいし、年俸でもいいんですけども、どのぐらいの水準ですか。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 御説明しにくいですが、年俸はなかなかの年俸なんです。30代ちょっと過ぎた者ですと、1,000万をちょっと切るぐらいですけども、高い人でいきますと、2,000万ぐらいの場合もあります。

大森委員長 その人によっていろいろ相場が違うということですね。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 はい、そうです。

大森委員長 先ほどそちらからお手が挙がったと思います。どうぞ。

上野委員 今、常識というのをどこに考えるかという問題があると思うんですけども、なかなか難しい問題がいろいろあると思うんです。これを1.5倍と計算すると、多分2,640万ですね。今、分科会長から話を伺いましたけれども、そうすると、例えば2,640万でもなかなかいい人が集まらないという話にも聞こえたんです。ですから、ちょっとその辺をもう少し検討する余地がありますね。

私は、そもそも文科系の人間ですし、理系のそういう国際的な水準の研究者を集めようとしたらどのぐらいのお金がかかるかということについて、ほとんど何も情報を持っていませんので、今、初めてお伺いして結構驚いたんですが、その辺の情報も含めて、ある程度こういう状況なのでということの説明を説明していかないといけないと思います。先ほどの常識というのが、国内的な常識で考えたら、つまり今日、配付された資料にあるように、ほかの独立行政法人の理事長とか理事の報酬に比べて飛び抜けて高いわけですね。ですから、日本国内で好きな言葉ですが、横並びということからすると、著しく高くしなければいけない。

しかし、2,640万でも来ないかもしれないというたぐいの話も他方であるということになると、やはりある程度各方面に納得していただいて、物事を決める場合にはそういう情報も付け加えて説明していかないといけないのかなというのが1つです。

もう一つ、横並びということで議論するとすると、やはり理事長報酬との関係だと思えます。これも理事長の報酬が高くて理事の報酬はそれより低いというのは日本的常識で、しかも特別調整手当を付けたとしても、理事長の方が多分一般的には高いというのが日本国内の常識なのかなと思うんです。多分、理事長が最終的な決断を下す立場にあるわけなので、この人の方が責任も重いだろうから、当然理事長の方が報酬が高くなるというのが日本の国内的な常識だろうと思うんですが、これも特殊な事情がいろいろあって、つまりシンガポールにおられて、ここに常駐しているわけでは必ずしもないとか、理事が実働的にはやはり重要な役割を果たすとか、そういう個別具体的などいいますか、特殊な状況があるのでという形で説明をしていかないと、なかなかいわゆる常識というところからすると、ほかの機関との横並びということと、ここの内部での理事長と理事との間の、本来は横並びではないはずですが、逆転現象が起こるということに関しての一般的な説明としては、なかなか難しいのかなと私は思いました。

ですから、いろいろこの場で話を伺うと、なるほどと思いましたし、2,640万でも、米国が3,000万とかという話もあるわけですから、そうすると厳しいのかなと思います。

あと、勿論ロケーションの問題も多分あると思うんです。例えばアメリカから日本に来なければいけないとか、大リーガーとかが日本の野球の球団で仕事をするとき、当然それなり

のことがあるだろうし、また日本の中でも、東京ではなくて沖縄ということであれば、またそれはそういう事情があるだろうとか、いろいろそういうこともあるので、もう少し説明を具体的にいろいろとしていかなければいけないのかなと思います。

私自身は、最初にこの話を伺ったときに疑問点をいろいろ持ちましたが、今日の説明である程度はわかってきた感じなので、個人的には納得できているんですが、一般的にもう少しきちっとした説明をしていかないと、なかなか難しいのかなと思いました。

そんなところです。

大森委員長 最初の1点目は、裏返すと、1.5倍の根拠になる。どうして1.5なんですか。もっと高くてもいいではないですかという議論でも、理論上はあり得るんです。1.5倍にした理由は何でしょうかということになるのではないのでしょうか。

それはそうすると、あなたの方の常識が頭の中にある。その常識の根拠を言えと言って、常識ですと答えられると困るので、若干なりとも1.5倍にしたいきさつとか理由をお述べいただくんだったら、述べていただいたらどうでしょうか。

外園委員長代理 あわせてよろしいでしょうか。

今度お願いする理事の方は、沖縄に常駐されるのですか。

今回もノーベル賞級と言われるけれども、ずっと沖縄に常駐されるのか。1.5倍の根拠もわかりません。普通は1.1か1.2ぐらいで、1.5は少し多いと思う。

大森委員長 まとめてお願いします。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 まとめてお答えさせていただきます。

ロバート・バッハマン氏がまだ最終決定ではありませんが、来ることになれば、基本的に常駐になる予定で調整は進めているところでございます。

そこで、私どもの大学院大学の構想を実現するためには、先ほど申し上げましたとおり、理事として国際的にも高い資質と能力が求められる。それは、その高い資質と能力につきましては、ある程度の役員報酬を持って裏付けされなければならないというのが基本的な考え方でございます。その適切な役員報酬の水準をどこに置くかということにつきましては、私どもの考えとしては、国内の大学や研究機関の役員報酬のみを比較の対象とするということではなくて、海外の研究教育機関とも競合して、人材を獲得していくということがございますので、そういった海外の例も参考にしながら決めなければならないということを考えております。

一方、私どもも独立行政法人ということでございますので、無制限に役員報酬を上げることはできないということがございます。上限をどこに持っていくかということについては、なかなか難しいところがあるかとは思いますが、例えば余り直接リンクしてはいないかもしれませんが、理事ではなく長の例で言いますと、例えば東京大学とか京都大学とか、独立行政法人の他の例で言いますと、2,400万円台とか2,500万円台という長の報酬の例というのもございますので、そういった例も参考にしつつ、1.5倍ということで計算しますと、2,640万という額になるんですけれども、ある程度の答えになっているのではないかと考えているところでございます。

大森委員長 ある人においでいただくときは、現在ここで想定されている人でもいいんですが、その方が現在取得している報酬というか、給与があって、それと比べて若干とも上回らなければ、よほどでなければ来ませんね。よほど日本のこれについて非常に熱意があって、あるいは理事長の説得があったならばともかくとして、困難な仕事を引き受けるわけですからね。そうすると御本人にとっては、今のような1.5倍という調整手当を出せば、おいでいただける見通しというか、そうなっているんですか。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 ロバート・バウマン氏については、そういうことになっております。

大森委員長 なるほど。

ほかの方から、何なりと御質問等あれば、していただきたいと思います。

どうぞ。

山本委員 国際的なこの分野の常識で考えていくということで、結構だと思えます。

ただ、私としても、また対外的な説明としても、まだなお補充していただく必要があると思うのは、先ほど御説明をいただいたこの資料で申しますと、3ページの「2. 職責を反映した理事に求められる資質・能力」に記述されている部分というのは、本来、何か理事長さんも相当やっていただくべき職責、資質なのではないか。その辺をどう説明するのか。

また、国際的な社会一般の常識において、プレジデントよりもバイスプレジデントの方が高いということは、常識に合致しているのか。先ほど、米国の例を御説明いただきましたけれども、そこにはプレジデントの例がないということ。

それから、東大、京大のことも御説明いただきましたが、それは学長ですね。ですから、それが理事長に求められる職責云々というお話と何となく絡み合ってきて、その辺がやはりちょっとわかりにくいのではないかと。先ほど言ったような御事情があるから、本来理事長が果たすべきことをしていただく方が必要である。だから理事長並みの、あるいは理事長より高い報酬を支払う必要があるということなのか、その辺りが非常に疑問としてわき上がってくるということが、私の感想です。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 それは多分、私のお答えにならないかもしれないんですが、そもそもの議論といたしましては、理事長の報酬が1,760万になっているんですけれども、それが適切なのかどうかということもあるのではないかと思います。ノーベル賞をとっている研究者を理事長に選んだときに、そういった理事長に幾ら出すのが適切なのかというのは、なかなか議論しても答えが出てこないものなのかなと個人的には思っております。

ただ、このプレナー理事長につきましては、機構発足時に実際にプレナー理事長との合意の下で現在の1,760万円の年俸で了解を得たということで、そういう了解があるからいいと考えてはおるんですけれども、本来そこがかなり高いということもあり得るのではないかと思います。

済みません、余り答えになっていなく、逆に議論になってしまうかもしれませんが、そういうことでございます。

大森委員長 それはちょっと予断を与えるので、仮に現在の理事長の本俸と新しい理事は特別調整手当を出すと、将来事実上は逆転しますから、そうすると理事長の処遇としては低いではないか。今の御発言は、理事長そのものの額もしかるべき見直すべきではないかという含みが出てきますよ。そんな了解は、今回の提案には全くないと思うんですよ。

ですから、個人的な御意見、所感を述べられるのはいいんだけど、全体のことについて、少なくとも日本がお金を出してつくるわけですから、一般的に国民に向かって物をきちつと言って、なるほどという立論でなくてはいけないのではないですか。そう思うんです。それで今のような御疑問が出てきているので、それはどういうふうに考えればいいのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

山本委員 ですから、追加で申しますと、この場でもかつて議論があったかと思うんですけれども、私自身、この沖縄機構の分科会のことはよく存じておりませんので、もしかしたら記憶がたしかではないかもしれません。しかし、理事長さんはシンガポールに常駐しておられる。沖縄には余り滞在されていないけれども、それは資料3にあるような職責を果たすためには、沖縄に常駐しているようなことでは職責を果たせない。むしろ世界を飛び回る形で活動しなければいけない職務であるからということで、この理事長報酬のようなこともオーソライズしてきたという経緯があるように思うんです。

ですから、むしろ今度の方のことというよりも、先ほど来問題になっている理事長給与と理事の方の給与の逆転問題というのは、その問題と絡んでくると思うんです。どちらも常駐で、本当に活躍しておられるということが胸を張って言えるのであれば、それこそ理事長さんの給与をもっと上げて、そして今度来る方の給与と逆転現象が起こらないようにするということも可能だと思うんですけれども、その問題がやはり根底にあるのではないかという感じがいたします。その辺をどう御説明されるのかということに必ずはね返ってくるような感じがいたしますので、その辺を十分検討される必要があるのではないかと思います。

大森委員長 当然、プレナー理事長も御存知なんでしょう。ですから、プレナー理事長の理事長としてのお役を常駐のような形で更に最初のお約束以上のことを求めるのは、基本的には無理なんでしょう。現在のプレナー理事長のお仕事ぶりは前提にしながら、なおかつ機構が直面している課題に取り組むためには、新しい理事さんでこういう能力のある人をこういう報酬で求めざるを得ないんだという御趣旨ではないかと理解できるんですね。

平澤委員 これは適切な言い方かどうかですけれども、プレナー理事長の処遇に関しては、独立行政法人の横並びで機構の規模によって決まってくるという額になっているわけですね。それに見合った職務かどうかという辺りは、大いに議論しなくてはいけないポイントの1つだと思います。

ですから、当面はプレナー理事長が今のような状況の中でお続けになるということを前提に考えると、やはり世界を飛び回りながらいるんなネットワークを強化して、優秀な方を連れてくるという役割を果たせる方を新たにエグゼクティブディレクターとしてお呼びしないと、どうも沖縄大学院大学というのは画餅に終わってしまう。私は非常に強い危惧を持っているわけです。

大森委員長 今回は、この新しい事態でどうしてもこれを成功させるんだったら、こういうふうにして、実情は逆転現象でも、それなりに納得できるような説明があるならば、それはそれで進めていただいたらどうかということになるんですね。

機構方の方から見れば、こんな単純な質問は困ると思うような質問にさえも丁寧に答えていかなければいけないわけで、そうでなければ、この逆転のことは十分みんなが納得できるようにならないんですよ。とりあえず、私どもとしてはなるほどと思わなければいけないので、そう思うんです。

ほかに何かございますか。局長からどうぞ。

清水沖縄振興局長 私ども、この研究基盤整備機構の所管というんですか、独法ではございますが、その仕事を関係している立場で申し上げますと、例えば先ほどございましたように、機構の研究業務活動がかなり拡大している現在の状況で、当初の段階は、プレナー理事長の下でいろいろな世界各国からの優秀な研究者の方、主任研究者を集めてもらうということがございましたが、先ほど御説明がありましたように、私どもが承知しているところでは、もう既に17名ぐらいの主任研究者が集まって、研究者の規模でも100名強、外国の方も主任研究者レベルで9名といったレベルになってきて、現場での、今年度から着手されると伺っていますけれども、具体的にこれまでの研究成果の評価については、勿論いろいろな専門の先生と連携しながらやりますが、そういった点についても専門的な研究的な知識が必要だと思えますし、また、この生命科学を中心にいろいろな融合分野の研究を、脳神経ですとか、数理生物学など、そういった学際的なマネジメントも含めた研究の現場での第一線での管理が必要になっている局面に大分移行してきているんだろうと思います。それを今後の研究活動を充実して、大学院構想に進めていく局面に来ている。そういう中で、やはり今、プレナー理事長の意向で検討しておられるバツハマン氏。ハーバードなり、NIHにおけるそういったマネジメント、融合分野での研究のコーディネートといったような御経験もあると伺っております。

そういう現場での第一線で今後果たされるべき御職責について、今、先生方の御議論なり御参考に供すればということで、ちょっと御紹介させていただきました。

大森委員長 これを開学するためには50人程度を集めなければいけないので、結構な大仕事だと思うんです。今まで17人ですから、このプレナー理事長の下でいろいろ頑張っている数ですから、更に50人までいくというお仕事をお願いする人ですからね。相当な話だと思いますから、そういう困難なお仕事をお願いする人に対して、今の私どもがやっているような独法の従来型の基準でやると、とてもではないけれどもこれはオーソライズできないので、今回、私どもが承っている社会一般の情勢の適合というのは、今のような御説明を受けまして、広く考えた上でこの機構の仕事がきちっと行えるんだということで、判断せざるを得ないのではないかと思うんです。

どうぞ。

平澤委員 今のお言葉で尽きていると思いますが、この沖縄大学院大学の構想自体は、非常に日本にとって、もし成功すればいいものになるだろうと思っているわけですがけれども、

残念ながら、不幸な生い立ちを背負った、不幸なという言い方は、余り適切でないかもしれませんが、要するに運営委員会の先生方の見通しがある程度甘かったと言わざるを得ないですね。

したがって、評価委員会としても運営委員会に対してかなりきつい投げかけをしているわけです。それで、例えばKAIST、Korea Advanced Institute of Science and Technology、ちょうど沖縄と同じようなものを朴正熙大統領のときに作ろうとしまし。その時には、その推進をずっとやった先生と懇意につき合ってきましたが、朴大統領よりもはるかに高い給料でノーベル賞学者を学長として呼んできたわけです。

代々、学長はノーベル賞学者でしたが、ごく最近、そうでなくなった。ですから、やはりそれぐらいの決意を持ってやらないとできないだろうし、そのために韓国は教育省傘下ではつくらないで、当時の科学技術庁、今の科学技術省の傘下にして、別枠にしたわけです。それでいろんな特典を与えたわけです。

例えば、兵役の免除とか、ソウルで月に1回、空襲訓練があったわけだけれども、それは研究をやめて空襲訓練に参加するなどということは愚劣だということで、そういうことをやらなくてもいいとか、いろんな特典を与えて、それで韓国内部の人もそれを最高峰として作り上げていくという雰囲気を作られていきました。

ですから、やはり世界のトップレベルのものをつくらうとすれば、それなりの仕組みに併せて、我々が考えていかなければいけないのではないかと考えております。

今回は、その第一歩であろうと思います。

大森委員長 ほかの独法と違った観点で見ないと、私どもの評価委員会はほかの独法の内容はそれなりの内容がわかり始めているんですけども、これはなかなかわからなくて、しかも特例措置を取りたいとおっしゃっているものだから、いろいろ疑問が起こりますので、それは当然のことですので、こういう機会ですから、何か御質問があれば聞いていただいてもいいと思っていますけれども、いかがでございましょうか。

大隈委員、どうぞ。

大隈委員 私はほかの独法のことよく存じ上げないんですけども、例えば今回の役員報酬規程で特別調整手当というのが追加になると思うんですけども、理事が理事長の1.5倍という言い回しというのは、通常こういうわかりにくい感じで設定するものなんですか。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 それは具体的には、例えば金額で示した方がわかりやすいとか、そういうことでしょうか。

大隈委員 あとは何とかの倍数とか、余りそう見ない。理事長を置いて、1.5でそこからという設定の仕方というのは、通常なんですか。

大森委員長 そちらからどうぞ。

板谷沖縄振興局新大学院大学企画推進室次長 私どもは、機構から申請を受けて、私どもなりにもまた考えたという立場からなんですけれども、やはり今回の場合は、高い報酬で雇いたいということなんですけれども、独立行政法人でありますので、公費を使います

から、やはり何らかの上限は設定すべきであるという考え方がまずあったと思います。

その際に、理事長というのが職責が一番重いので、理事長までであれば、独立行政法人が言わば裁量的に、そこまでなら上げられる。だけど、それを超えてしまうということが今回の非常に特例措置でございますので、そこは特別調整手当という形でやったということで、何らかの上限をつくりたい。それでそれを特別調整手当でやりたい。その上限を理事長を基準にやりたいという判断の結果、1.5倍という数字が出てきたわけでございます。こういう例があるかどうか我々も調べたんですけども、ありませんでした。ですから、本当に特例だと思えます。

なぜ1.5倍かということについては、アメリカの例等を見ると、実は1.5倍でも足りないぐらいの部分はあるんですけども、そこはやはり独法の方で、公費ですから、本当に必要な部分でやりたいということで、今度来る方、実際にはもう候補の方は一人しかいないわけで、この方を前提に準備をしているわけなんですけれども、その方ならこの給料で来てもらえるということで、1.5ということに決まったということで、本当に独特な経緯を全部反映してしまっていて、なぜ1.5かということを原理的に説明しろと言われても、実は困る。先ほど来の議論でも、まさにそういう形になっていると思えますけれども、本当にそういう経緯を踏まえて、独法の方でも上限を今の候補の人に合わせて、無駄遣いのないように、それでもきちんと明確に決めたい。こういったいろんな配慮が働いた結果、こういうふうになっているというふうに我々は受け止めております。

だけど、確かになぜそうなんだと言われたときには、いろいろと説明しなければいけないので、そこは今回、この委員会でいろいろ指摘を受けましたので、私どもも機構と一緒にそこは透明性の確保に十分気をつけなければいけないと思っております。

大森委員長 でも、ぎりぎり説明すべきですよ。聞かれると説明しにくいなどという答えはしてはいけなくて、ぎりぎりこれとこれとこういうことを勘案したら、総合的に判断すると、今のような制約条件の中で言えば1.5というのが妥当だと考えていますというふうにしてね。

説明しなければいけないので、私たちが聞いていると、何となくこういう基準かなと思うんですけども、言葉で説明する場合には、やはり幾つかのこういう条件とこういう条件とこういう制約条件の中で言えばこうなるんですという御説明でないと、普通だと理解しにくいですね。

特別なんだから、特別認めろというんだったら、その特別である理由、条件、制約等というふうになるんだということを、やはり当然ながら言葉によって説明してくれないといけませんね。苦しいことはよくわかるんですけども、特例措置をつくるわけですから、私どももこれを御報告受けて、送付されてきていますから、これについて意見を言えと言われているわけですから、ある程度皆さん方がこの説明で納得できるということでない、とりまとめることができないので、それでしつこく御意見を伺っているんです。結構重要なことを私どもとしてはお答えすることになると思うんです。

大隈委員、よろしいでしょうか。今のような御説明だそうです。

大隈委員 はい、ありがとうございました。

大森委員長 ほかの方、よろしゅうございましょうか。

小町谷委員 この常勤理事の候補に挙がっている方なんですけれども、この方以外に御候補がおられたのか、あるいはここまで聞いていいのかわかりませんが、どうしてこの方、シニアアドバイザーだったらいいんですけれども、この方に焦点を当てられて、候補になられたのか。

今のお話をお聞きすると、この方に来ていただける条件というのはどうなのかということをお考えになったのかなと受け取っているんですけれども、そのところはいかがなんでしょうか。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 理事をだれにするかということにつきましては、理事長が専ら幅広い観点から国内外を、国内は余りないかもしれませんが、世界各国のいろんな研究者の中から、だれが適任かということをおもひながら理事長自ら判断されたということしか私どもの方からは言えないと思います。

小町谷委員 このシニアアドバイザーになられるときも、理事長のブレナーさんの方が。

匂坂沖縄科学技術研究基盤整備機構総務部長 アドバイザーになるのは、理事長がシニアアドバイザーに任命したということでございます。

大森委員長 どうぞ。

清水沖縄振興局長 これは人選の話で、理事長がいろいろな観点から考えられておられると承知しておりますけれども、いろいろ理事長から伺ったところの御参考までに申し上げますと、この機構に学者の先生方から成る運営委員会、ノーベル賞の方も結構いらっしゃるんですが、その中の先生の下でこのバッハマン氏は研究をしていたこともあるようでございますし、日本の運営委員の先生とも非常に親しいというか、仕事上のあれもあるといったような紹介もあって、ブレナー理事長はアドバイザーということもそういう経緯があったとは承っております。

これまでのそういった経験を踏まえての御判断であると承知しております。

大森委員長 どうぞ。

平澤委員 今のことに関連して、私も当初、疑問に思った点がありました。こういう人選をするというときには、当然本人の資質が期待する内容に照らして適切であるかという中身に関しての妥当性がありますね。

もう一つは、今、御質問があったように、選んでくるプロセスの適切さ、正当性の問題があるだろう。理事長が気に入っているからこの人に決めたということがあったとすれば、これは正当性はやはり欠けると言わざるを得ないだろうと思います。

本来、こういう重要なポストの方を世界から選ぶとすれば、まず国際公募をやるべきではないかと当然考えます。ただ実態として、これはPIを募集するとき、あるいはPIがポスドク等を募集するときに、何回も国際公募をやりましたが、これがうまく集まらないわけです。あるいは人数は集まっても、レベルの問題もある。

いわゆるアングロサクソン系の拠点機関だったならば、国際公募でそのアングロサクソンのトップレベルの人が応募してくるわけですね。これは例えばオーストラリアの豪州連邦科

学産業研究機構(CSIRO)の最近あった例ですが、南アフリカの同じような拠点研究機関のディレクターが応募してきたわけです。そのような国際的な異動というのはよくあるわけですが、沖縄の場合に、今のようなことを形式的にやっても、妥当な人が出てこない。多分、今までの経験の中でそうだったのではないかと思います。

そういうこともあって、18年度の若手研究者の人事の進め方というのは、国際公募を中心にするというのから、先ほど御説明がありましたように、まずは関連分野の先生方に情報を流して、その研究者にあるテーマを絞り直し特殊なセミナーをやるから、研究者に応募をしてもらい、3週間ぐらい滞在して、そこでいろんなディスカッションをしていく。その中でこれはと思う者を選んでいくといったようなメカニズムを新たに開発されてきているわけです。

その種のことをやらないと、やはりまだ拠点にもなっていないところなので、非常に難しい。18年度に試みられたそのやり方というのは、私は非常にいいやり方をお取りになったのではないかと考えています。

それから、理事を選ぶときにも、研究者を選ぶのと同じような特殊な事情が置かれている。まだネーム・バリューも何もないところに優秀な方に来ていただく。しかも、ここで目指している分野の研究歴を持っているような方でマネージャーとして優秀な方というふうなことになるとうと、かなりリストが絞られてきて、そういう中から理事長がまずこの方というふうにお考えになったのではないかと理解しております。

大森委員長 ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 以前、プレナー理事長自身がおいでになって、通訳を付けながらお話を伺ったことをちょっと覚えているんですが、そのとき、やはりプレナー理事長としては、皆さんのお考えを聞きたいんだということをしきりにおっしゃっていた印象がありまして、先ほど来、平澤委員が、やはり運営委員会の責任は重いということをおっしゃったことをかんがみますと、勿論ちょっとこの委員会の責務とは離れますが、もう1.5倍というのは仕方なくて、もっと出すぐらいしないと、もう動き始めたので無理はないと思うんですけども、事実上、やはり日本側の先生方とか、そういうのがたくさん入ったような、別に内閣官房長官の私的懇談会でもいいですけども、そういうバックアップ組織が運営委員会に付かないと、事実上ものすごく大きな間違いをしていきそうな気がして、もうこれは始まって2年になっていますから、やはり官房長官なりの私的懇談会か研究会から始まってもいいですけども、やはり一緒に並走しながら、平澤委員始め、日本側の優秀な先生方が入って、実情はこうだという点を含めて、今後の運営を進める必要があります。

ですから、例えば生命科学をやるときにも、大腸菌のどういうのをそろえて、タンパク質もどいうのをそろえてという、やはり下支えになるような研究機関がなければ、生命科学の研究は特に成り立たないですね。ですから、そういうのを選んでしまった以上、もうこれはやめられない以上、やはり運営委員会にプラスするようなものを早急につくった方がいいと思います。そうしないと、とても大きな失敗の決断を我々の肩の上に乗せられている気がするのですね。

大森委員長 それは局長にお答えいただきたいですね。機構の話ではなくて、企画の方の話ですね。むしろそちらの方、全体のこの構想、企画を今後どうするかという大きなテーマの御発言ですね。

清水沖繩振興局長 今後の構想については、大学院大学の基本的には生命科学を中心にした分野ですけれども、具体的な研究分野、教育分野、研究教育のカリキュラム、それから、そのための前提となるトップクラスの研究者を構築していくということをこれから具体的に今、進めているものを更に更に進めていっていただくということで、その中で、いろいろ日本の先生方の御意見も聞きながらということで、そこら辺の御意見をよくここで承らせていただいておりますが、御参考までに申し上げますと、運営委員会がございまして、これは法律上、機構法上、機構の理事長の諮問機関になっておりまして、重要な事項について、勿論諮られるわけですが、そこには現在 12 名の先生方がいらっしゃいますけれども、日本からもノーベル賞の利根川先生ですとか、あるいは元文部科学大臣の有馬先生、学術会議の前の議長をしておられた黒川先生、現在の金澤先生、沖縄の琉球大学の関係の尚先生なども入っておられまして、有馬先生は現在、運営委員会の共同議長ということで、スウェーデンのヴィーゼル先生、これもノーベル賞の方でいらっしゃいますが、この方と連携をしながら、いろいろな形でアドバイスをすることになっています。

更に、これからの具体的なこれまでの研究事業の業績評価については、運営委員会のそういった先生方と連携をしながら進めていくということで、この点については、そういった連携についても平澤委員の分科会でも御議論を賜ったところでございます。

そういったことを踏まえながら、これは私ども、制度的な面あるいは財源的な面については、機構と連携をしてこの構想を推進していかねばいけないと思っていますので、これからますますそういった面での検討が必要になりますし、こういった場でちょうどいただいた御意見、あるいは分科会での御意見も踏まえながら、更にそういった点を十分頭に置いて、プレナー理事長の機構と一緒に検討させていただきたいと内閣府の立場では考えているところでございます。

大森委員長 ということだそうでございますけれども、加藤委員よろしいですか。

加藤委員 はい。

大森委員長 どうぞ。

平澤委員 当初は、運営委員会をサポートする中心になって、考えをまとめていくような方たちで構成する、もう少し時間をかけて議論していただくようなものをつくる予定になっていたわけです。

ただ、昨年度の評価のときには、是非それを早く発足させるということをコメントに付けたわけですが、それが実施されなかった。それはB評価になった大きなポイントでもあるわけです。

2つありまして、教育面をどのようにするのかという話と、もう一つは、先ほど来言っている研究者をどのように集めてくるか。どのような研究分野を更につくるのか。

今、プレナー理事長の専門分野に非常に近いところで、まずは 20 人のPIのグループを作

っていく。これはほとんどプレナー理事長のお考えどおりで、私はお任せしていいのではないかと思います。

50まで拡大する部分というのは、御専門でない部分を含んでいるわけで、それはそれなりに体制をつくらないと適切なものにはならないのではないかと、我々としては危惧しているわけで、そういうことを個別評価表の方にもコメントとして何点か付けさせていただいています。

そのように、やはりサポート体制、運営委員会は高名なお忙しい先生方たちが年に2回集まって議論するだけというので、どうしても責任をその後とって、フォローアップしていくということのバックアップ体制がないと、やはりこれはうまくいかないというのも明らかですね。

そういうものを、今度採用されるかもしれない新しい理事を中心にして、新たに組織化していただければと願っています。

大森委員長 ありがとうございます。ほかによるしゅうございましょうか。

どうぞ。

上野委員 最初の議論に戻るんですが、理事長報酬と理事報酬の逆転現象が起きること、私が言ってきている横並びの問題でどうなるかということなんですが、そもそもやはり今までのお話を伺っていると、やはり世界最高水準を目指す機関をつくっていかうとするのであれば、当然理事長報酬なり理事報酬というのは、世界最高水準を目指すというか、お金を出せばいい研究ができるかどうかというのは別問題という議論は当然あるとは思いますが、ただ、報酬の面でやはりある程度それをそういうふうにしていかなければ、世界の優秀な研究者が集まらないというのは、非常にそれだけで説得力のある議論だと思うんです。

ところが、現実の数字を見てみると、理事長報酬は1,760万で理事報酬は1,500万というのは、国内の独立行政法人の大体数字に合わせていると思うんです。今日、御準備いただいた法人の長は大体2,000万前後になっていますし、理事の報酬も大体1,300~1,500万、人によっては1,700万とかあると思うんです。

ですから、そもそも最初の段階で理事長報酬が1,760万でスタートしているわけですが、それで理事報酬1,500万で、プラス特別調整手当で1.5倍までする。その1.5倍の算出の基準がもともと国内的な横並びの発想からつくられた1,760万という数字できているという辺りが、世界最高水準を目指すというロジックと整合性が全然ないんです。ですから、逆に説得力がないのではないかと。だったら、もう最初から世界最高水準を目指すんだからという、先ほど御紹介いただいた朴正熙大統領のときの発想で、一切ほかの独法との比較の話ではないし、というふうな議論でむしろ押し進めた方が、論理的には一貫性があるのかなと思うんです。

ですから、先ほど大隈委員がおっしゃっていた1.5倍というのはどうなのかということも含めてなんですがね。

御厨委員 すごく議論が白熱しているところでこんなことを言うのも何なんですけれども、とにかく世界に冠たる大学院大学をつくるという話で、外国人を呼ばなくてはいけない。そのときに私などがずっと頭の中によぎるのは、加藤委員などもおわかりになるかと思うけれども、

昔、我が国ではお雇い外国人というのがいまして、このお雇い外国人を雇うときは何の制限もなかったんです。それで雇ってきて、仕事をさせて、本当に一度呼んできてやって、それで帰している。

その発想からすると、多分、特にこの生命科学のようなものは、私のいる東京大学先端科学技術研究センター(先端研)にもこれをやっている方々がいいますから、そういう方々の話を聞いてみると、そもそもこういうのをやる時には独裁的な、ほかの言うことなどだれも聞かないだけけれども、しかしそうした方が来て、その方の下にわっと研究者が集まって、それとなくつくってしまおう。アメリカなどはよくそうしているんです。

それがそうでなくて、日本の場合は不幸なことに、それを目指しながら最初からギブスをはめているものですから、この委員会はギブス委員会のようなもので、むしろ先ほど上野委員が言われたように、方向性は逆なんです。こういうのは、何とか民間にあれしてというところを言っているところだから、そもそもここにはめていることがすごく難しく、何となく大リーグボールを投げさせているようなイメージなんです。ですから、これを自由にしてやったら、本当にいくと思います。

ただ、今回の御提案でよくわかるのは、それでもいろいろ探してきたらこういう人がいて、しかもこの人に1.5倍ぐらいだったら来てくれるということになって、ということで、まずやれやれという話だと思えます。ですから、そういう点では、全然方向性は逆の話であって、しかも生命科学というのは今だとどんどん先に進んでいきますから、そうすると日本の沖縄のこういうところに来て本当に研究ができるのかという話は、随分私のところにいる先端研の先生にも聞かれているケースが多いんです。

ですから、そういうのを見ていて、やはり残念ですけれども、しかし少しでも前へ進めるためには、このやり方しかないんだろうと思えますし、先ほどから委員長がおっしゃっているように、言葉でどう説明するか。これは説明しにくいんだと思えますけれども、説明していただいて、この場を乗り切るしかないのかなと思えます。

これが雑駁な私の感想でございます。

大森委員長 一番最初にプレナー理事長がここの評価委員会にお見えくださったときに、短い時間でございましたけれども、いろんなことをおっしゃったはずなんですけれども、そのときに中期目標があって、中期計画があって、自分はそれを承知しているけれども、この新しいものの独自性について柔軟に考えてもらいたいんだということを強調されたと覚えているんです。そのときは、プレナー理事長がおっしゃることはもっともであると思えました。

ですから今、御指摘のように、そもそもからこういうものをつくるときにこうやってたがをはめておいて、私どものような評価委員会を通過させなければできないような仕組みの中に入っているけれども、それでもぎりぎりプレナー理事長は一生懸命ああいうふうにやってくさっているということを念頭に思い浮かべて、今回予定されている人も相当の力がある人だと一応推定できますので、今回はこれで頑張ってくださいと、頑張り具合については、また多分御報告いただくことになるんじゃないかと思えます。

したがって、機構の方も当局の方も、今日いろいろ議論が出ましたので、この議論は議事

録に全部収められて公表されますので、私どもがどういうふうな着眼点で議論したかということは世の中に伝わりますので、そのことを念頭に置きながら、是非とも動き出しているわけですから、万難を排して成功していただきたいなと思っていますので、一応、本日の御提案というか、送付された件について、今までの御議論を含めまして、私どもとしては、これはどうすればいいんですか。了承することになるんでしょうか。

井上政策評価広報課長 特段御意見がないということであれば、そういうことでお願いします。

大森委員長 幾つか質問等の意見はあったけれども、この扱いについて特段に反対のような御意見はなかったというまとめでしょうか。

意見がなかったわけではないですからね。

では、そういうまとめで、この件については以上にさせていただきます。ありがとうございました。御苦労様。

(各独立行政法人所管部局関係者退室)

大森委員長 それでは、最後に整理合理化案について議題が残っています。これを簡単に御説明お願いいたします。

井上政策評価広報課長 整理合理化案について、簡単に御説明いたしたいと思います。これにつきましては、本当はこの場におきまして、独立行政法人の整理合理化案を御報告できればと私ども思っていたところなんでございますが、若干作業が間に合いませんので、今こういう取り組みをしているという簡単なアウトラインだけの御説明に終わりますことを、誠に申し訳ございませんが御容赦いただきたいと思います。

今、政府といたしまして、もう個別に委員会、分科会で御説明があったところもあるかと思いますが、お手元の資料13の骨太におきまして決定されましたように、21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編に向けて行政のスリム化を進める。政府全体の機能を見直すということを掲げられておりまして、その第一歩として、独立行政法人の整理合理化を行うということが、今回明記されてございます。

これを受けまして、すべて101ある独立行政法人について、民営化あるいは民間委託の是非等々を検討いたしまして、独立行政法人整理合理化計画を策定することにされたところでございます。

先ほど、沖縄機構のところの御説明でちらっと出たように、この合理化計画をつくるに当たりましては、官から民への原則、競争原則、整合性の原則と資料で掲げられているような原則にのっとり、ゼロベースからの見直しを行うということを御指示いただいているところでございます。

スケジュール的なものでございますが、この整理合理化計画は、8月末を目途に策定することにされてございます。これはそれぞれの役所の主務大臣がこの計画を策定することにされているところでございます。

ただ、これに併せまして、独立行政法人の通則法35条に基づきます中期目標終了時の見直しがかかってくるところもございますので、それについて19年度に見直す23の法人に

については、それを粛々と見直していただく。

それで来年度に見直すこととなっている12法人についても、それを1年前倒しするということも併せて閣議決定されているところをごさいます、本日議題となりました国民生活センターと沖縄機構がそれに該当する形で、今回見直しを進めさせていただいているという関係になるところをごさいます。

こうした見直し当初案を前倒し、あるいは鋭意進めることと、今回全部の独立行政法人の整理合理化案をつくっていくということの関係をごさいます、総務省及び行革本部の見解といたしましては、これら独立行政法人が法に基づいて行う見直し当初案の作成は、整理合理化案を兼ねるという扱いにするということとして、政府内で整理をされているところをごさいます。

したがって、先般御審議いただきました国民生活センターと沖縄機構のこの委員会においては見直し当初案として御審議をいただいたものは、別途整理合理化案として行革本部において扱われることとなるという整理になっているところをごさいます。

今後の段取りをごさいます、整理合理化案自身につきましては、行革本部が中心となりまして、規制改革あるいは「市場化テスト」それぞれの関係委員会が一体となってその審議を進めるという運びになるやに伺っているところをごさいます。

最終的には、この独立行政法人整理合理化計画は、閣議決定をもって決定されるということの運びに伺っております。

では、その中で、今日御議論いただきました見直し当初案として議論されているものはどうなるのかということをごさいます、これは従来どおり、今まで整理合理化案としてはそうしたプロセスを経て審議されるんですが、それにオンされる形で、総務省の評価委員会において更に通常どおりの御審議、議論が行われるやに伺っているところをごさいます。

今般、こうした御報告をさせていただき、また分科会におきまして、それぞれ関係する独立行政法人の方から、整理合理化案につきましての御説明があったところ、あるいはこれからあるところがあると思いますが、それらにつきましては、この整理合理化計画策定自身は、評価委員会の評価の対象にはなっておりませんが、今後独立行政法人の在り方に非常に大きな影響を与えるものをごさいますので、現在、私からはこういう作業の報告をさせていただき、分科会でもそれぞれの関係する機構から御報告がある、あるいはこれから出て行くことになるかというものでございます。

とりあえず、今の作業状況ということで、御報告をさせていただきます。

大森委員長 少なくとも、案の確定直前ぐらいになったときは、分科会長ぐらいにはどうということになるかのお知らせはあるんですか。

井上政策評価広報課長 それはそれぞれの関係するところから、もう既にお話が行っているところもあろうかと思ひますし、直前ぐらいにはお手元に届くことはできるかと思ひます。

大森委員長 相当重大というか、重要な指摘が来た場合、ちょっと予想しなかったような指摘が来た場合には、それぞれ分科会長がそのことについて知っていただかないと困りますね。

その御判断はそちらでしていただいて、一応、案が確定する直前のようなことでおわかりになったら、各委員及び特に分科会長には、それなりに御通知が行くということによろしいでしょうか。

井上政策評価広報課長 はい。

大森委員長 そういう運びだそうでございます。よろしく願いいたします。

それでは、今後の予定につきまして、お願いします。

井上政策評価広報課長 今後の御予定について、御説明を申し上げます。

まず、お配りいたしております参考資料について、簡単に御報告をさせていただきます。

1つは、国民生活センターと沖縄機構の役員退職金に係る業績勘案率(案)と書いてあるものでございます。

これは、評価委員会と分科会との役割におきましては、業績勘案率の決定というものは、それぞれ分科会の所掌事務とされているところでございます。したがって、既にそれぞれの分科会におきまして、御決定をいただいているものでございます。

昨年8月28日に開催していただきました評価委員会におきましては、各分科会で御決定いただきました資料を委員の皆様方にお送りするということとされてございますので、今回は参考資料としてお手元にお配りいたしているものでございます。各分科会等で御審議をされる際の御参考にしていただけたらということでございます。

次に、今後の御予定でございます。資料14をごらんになっていただけたらと思います。

まず、年内につきまして、秋の時期で10月～11月におきまして、評価委員会を開かせていただけたらということを考えているところでございます。例年、独立行政法人から次年度の概算要求の状況や前半期の業務執行状況についての御報告をいただいているところでございます。

また、本日御報告ができませんでした北方領土問題対策協会の18年度業務実績評価につきましても、分科会長から御報告をいただければと考えているところでございます。

年が明けまして、各分科会におきましては、19年度の業務実績評価を行うための評価基準の見直しをそれぞれまた行っていただくこととなると思います。この全体の評価委員会におきましても、生活センター及び北方領土問題対策協会が19年度末で中期目標期間が終了いたしますので、20年度から新たに始まります中期目標及び中期計画についての御審議をお願いする運びとなるかと思っております。これは、2月～3月の間に2回程度の開催が現在見込まれているところでございます。

今後の主だった予定は、今のようなところでございますが、とりあえず10月～11月にかけて開催を予定しております委員会の開催日につきまして、各委員の日程調整をお願いしたいというところでございます。

そこにつきまして、お手元に、恐縮ですが資料15という形でお配りしております日程確認票が2枚ございますが、それぞれに恐縮ですが10月分、11月分の御都合を御記入いただきまして、もしできましたら、本日お帰りのときにでも御提出いただければ幸いです。それが難しいということでございましたら、後日ファックスあるいはメールでも結構ですので、

何らかの形で事務局まで御提出をいただければ幸いです。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大森委員長 何となくいつごろですか。これを全部やったら、全部決まるまではほかが埋められなくなるので、大体いつぐらいにやらなくてはいけませんか。

事務局 11月の頭から半ばぐらいかと思います。

大森委員長 11月の頭から半ばぐらいのところをちょっと重点的にお考えくださることでですね。

小町谷委員 いつもこれを提出してから、ようやく忘れたところにいついつ決まりましたと来るので、私やはり裁判所とかありまして、どんどん期日が埋まってしまいうんですよ。申し訳ないんですけども、できる限り早く教えていただけるとありがたいです。

竹澤政策評価審議官 御指摘がありましたので、なるべく早く御連絡をすることにいたします。

大森委員長 では、以上で終わりということで、長時間ありがとうございました。御苦労様でございました。